

## 雇用保険法

目次

第一章 総則	第一条 雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合並びに労働者が子を養育するための休業及び所定労働時間を短縮することによる就業をした場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び労働の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。
第二章 総則（第一条～第四条）	第二章 適用事業等（第五条～第九条）
第三章 失業等給付（第十条～第十二条）	第三章 通則（第十一条～第十二条）
第四章 一般被保険者の求職者給付（第十三条～第十五条）	第四節 一般被保険者の求職者給付（第十三条～第十五条）
第五章 基本手当（第十三条～第三十五条）	第五節 基本手当（第十三条～第三十五条）
第六章 技能習得手当及び寄宿手当（第三十六条）	第六節 技能習得手当及び寄宿手当（第三十六条）
第七章 傷病手当（第三十七条）	第七節 傷病手当（第三十七条）
第八章 不服申立て及び訴訟（第六十九条～第七十一条）	第八節 不服申立て及び訴訟（第六十九条～第七十一条）
第九章 雜則（第七十二条～第八十二条）	第九節 雜則（第七十二条～第八十二条）
第十章 好き（第八十三条～第八十六条）	第十节 好き（第八十三条～第八十六条）

第一章 総則	第一条 雇用保険は、政府が管掌する。
第二章 総則（第一条～第四条）	第二章 雇用保険は、第一条の目的を達成するため、失業等給付及び育児休業等給付を行なうほか、雇用安定事業及び能力開発事業を行うことができる。（管掌）
第三章 失業等給付（第十条～第十二条）	第三章 雇用保険は、第一条の目的を達成するため、失業等給付及び育児休業等給付を行なうほか、雇用安定事業及び能力開発事業を行なうことができる。（管掌）
第四章 一般被保険者の求職者給付（第十三条～第十五条）	第四章 一般被保険者の求職者給付（第十三条～第十五条）
第五章 基本手当（第十三条～第三十五条）	第五章 基本手当（第十三条～第三十五条）
第六章 技能習得手当及び寄宿手当（第三十六条）	第六章 技能習得手当及び寄宿手当（第三十六条）
第七章 傷病手当（第三十七条）	第七章 傷病手当（第三十七条）
第八章 不服申立て及び訴訟（第六十九条～第七十一条）	第八章 不服申立て及び訴訟（第六十九条～第七十一条）
第九章 雜則（第七十二条～第八十二条）	第九章 雜則（第七十二条～第八十二条）
第十章 好き（第八十三条～第八十六条）	第十节 好き（第八十三条～第八十六条）

第一章 総則	第一章 総則
第二章 総則（第一条～第四条）	第二章 総則（第一条～第四条）
第三章 失業等給付（第十条～第十二条）	第三章 失業等給付（第十条～第十二条）
第四章 一般被保険者の求職者給付（第十三条～第十五条）	第四章 一般被保険者の求職者給付（第十三条～第十五条）
第五章 基本手当（第十三条～第三十五条）	第五章 基本手当（第十三条～第三十五条）
第六章 技能習得手当及び寄宿手当（第三十六条）	第六章 技能習得手当及び寄宿手当（第三十六条）
第七章 傷病手当（第三十七条）	第七章 傷病手当（第三十七条）
第八章 不服申立て及び訴訟（第六十九条～第七十一条）	第八章 不服申立て及び訴訟（第六十九条～第七十一条）
第九章 雜則（第七十二条～第八十二条）	第九章 雜則（第七十二条～第八十二条）
第十章 好き（第八十三条～第八十六条）	第十节 好き（第八十三条～第八十六条）

第一章 総則	第一章 総則
第二章 総則（第一条～第四条）	第二章 総則（第一条～第四条）
第三章 失業等給付（第十条～第十二条）	第三章 失業等給付（第十条～第十二条）
第四章 一般被保険者の求職者給付（第十三条～第十五条）	第四章 一般被保険者の求職者給付（第十三条～第十五条）
第五章 基本手当（第十三条～第三十五条）	第五章 基本手当（第十三条～第三十五条）
第六章 技能習得手当及び寄宿手当（第三十六条）	第六章 技能習得手当及び寄宿手当（第三十六条）
第七章 傷病手当（第三十七条）	第七章 傷病手当（第三十七条）
第八章 不服申立て及び訴訟（第六十九条～第七十一条）	第八章 不服申立て及び訴訟（第六十九条～第七十一条）
第九章 雜則（第七十二条～第八十二条）	第九章 雜則（第七十二条～第八十二条）
第十章 好き（第八十三条～第八十六条）	第十节 好き（第八十三条～第八十六条）

付は、高年齢求職者給付金とし、第三十八条规定する一項に規定する短期雇用特例被保険者に係る求職者給付は、特例一時金とし、第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者に係る求職者給付は、日雇労働求職者給付金とする。
4 就職促進給付は、次のとおりとする。
一 就業促進手当
二 移転費
三 求職活動支援費 教育訓練給付は、教育訓練給付金とする。

6 5
一 高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金（第六節第一款において「高年齢雇用継続給付」という。）
二 介護休業給付金 (就職への努力)

第十条の二 求職者給付の支給を受ける者は、必要な応じ職業能力の開発及び向上を図りつつ、誠実かつ熱心に求職活動を行うことにより、職業に就くよう努めなければならない。 (未支給の失業等給付)
第十条の三 失業等給付の支給を受けることがでいる者が死亡した場合において、その者に支給されるべき失業等給付でまだ支給されていないものがあるときは、その者の配偶者（婚姻届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当时その者と生計を同じくしていものは、自己の名で、その未支給の失業等給付の支給を請求することができる。
2 前項の規定による未支給の失業等給付の支給を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序による。
3 第一項の規定による未支給の失業等給付の支給を受けるべき同順位者が一人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してもした支給は、全員に対してしたものとみなす。 (返還命令等)
第十条の四 偽りその他不正の行為により失業等給付の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対し、支給した失業等給付の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた失業等給付の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2 前項の場合において、事業主、職業紹介事業者等（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第二百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関又は業として職業安定法（昭和二十一年法律第二百四十一号）第四条第四項に規定する職業指導（職業に就こうとする者の適性、職業経験その他の実情に応じて行うものに限る。）を行なう者（公共職業安定所その他）の職業安定機関を除く。）をいう。以下同じ。、募集情報等提供事業を行なう者（同条第六項に規定する募集情報等提供を業として行うものに限る。）に対する前項の規定の適用については、同項中「二年間」とあるのは「年に」、「二年に」とあるのは「年に」と、「十二箇月」とあるのは「六箇月」とする。
3 前項の特定理由離職者は、離職した者のうち、第二十三条第二項各号のいずれかに該当する者（前項の規定により基本手当の支給を受けることができる資格を有する者を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「二年間」とあるのは「年に」、「二年に」とあるのは「年に」と、「十二箇月」とあるのは「六箇月」とする。
4 前項の規定により計算された被保険者期間が十二箇月（前条第二項の規定により読み替えられる者以外の者であつて、期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないこと（その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかつた場合に限る。）その他のやむを得ない理由により離職したものとして厚生労働省令で定める者をいう。）
5 前二項の規定により計算された被保険者期間が十二箇月（前条第二項の規定により読み替えられる者以外の者であつて、期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないこと（その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかつた場合に限る。）その他のやむを得ない理由により離職したものとして厚生労働省令で定める者をいう。）

2 第十二条 税の他の公課は、失業等給付として支給を受けた金額を標準として課することができない。 (公課の禁止)
3 第二節 一般被保険者の求職者給付 (基本手当の受給資格)
第一款 基本手当
2 第十三条 基本手当は、被保険者が失業した場合において、離職の日以前二年間（当該期間に疾病・負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を二年に加算した期間（その期間が四年を

2 第十四条 被保険者期間は、被保険者であつた期間のうち、当該被保険者でなくなつた日又は各月においてその日に応当し、かつ、当該被保険者であつた期間内にある日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下この項において「喪失応当日」という。）の各前日から各前月の喪失応当日までさかのぼつた各月における賃金の支払の基礎となつた日数が十日以上であるものに限る。）を一箇月として計算し、その他の期間は、被保険者期間に算入しない。ただし、当該被保険者となつた日からその後における賃金の支払の基礎となつた日数が十日以上であるときは、当該期間を二分の一箇月の被保険者期間として計算する。
3 第十五条 基本手当は、受給資格を有する者（節から第四節までを除き、以下「受給資格者」という。）が失業している日（失業していることについての認定を受けた日）に限る。以下この款において同じ。）について支給する。
2 前項の失業していることについての認定（以下この款において「失業の認定」という。）を受けようとする受給資格者は、離職後、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出席し、求職の申込みをしなければならない。
3 失業の認定は、求職の申込みを受けた公共職業安定所において、受給資格者が離職後最初に出席した日から起算して四週間に一回ずつ直前の二十八日の各日について行なうものとする。ただし、厚生労働大臣は、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等（国、都道府県及び市町村並びに独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うもの）を含む。）、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十一年法律第四十七号）第四条第二項に規定する認定職

業訓練（厚生労働省令で定めるものを除く。）その他法令の規定に基づき失業者に対して作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われる訓練又は講習であつて、政令で定めるものをいう。（以下同じ。）を受ける受給資格者その他の厚生労働省令で定める受給資格者に係る失業の認定について別段の定めをすることができる。

4 受給資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前二項の規定にかかるわらず、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭することができなかつた理由を記載した証明書を提出することによつて、失業の認定を受けることができる。

一 疾病又は負傷のために公共職業安定所に出頭することができなかつた場合において、その期間が継続して十五日未満であるとき。

二 公共職業安定所の紹介に応じて求人者に面接するために公共職業安定所に出頭することができなかつたとき。

三 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるために公共職業安定所に出頭することができなかつたとき。

四 天災その他やむを得ない理由のために公共職業安定所に出頭することができなかつたとき。

5 失業の認定は、厚生労働省令で定めるところにより、受給資格者が求人者に面接したこと、公共職業安定所その他の職業安定機関若しくは職業紹介事業者等から職業を紹介され、又は職業指導を受けたことその他求職活動を行つたことを確認して行うものとする。（基本手当の日額）

**第十六条** 基本手当の日額は、賃金日額に百分の五十（二千四百六十円以上四千九百二十円未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）について）が算定されるときは、その額を、第二号に掲げる額を超えるときはその額を、それぞれ賃金日額とする。

4

二 次のイからニまでに掲げる受給資格者の区分に応じ、当該イからニまでに定める額（二

一 千四百六十円（その額が次条の規定により変更されたときは、その変更された額）について）が算定されるときは、その額を、第二号に掲げる額とする。

口 受給資格に係る離職の日において六十歳以上

六十五歳未満である受給資格者に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の五十一」

とあるのは「百分の四十五」と、「四千九百二十円以上一万一千九十九円以下」とあるのは「四千九百二十円以上一万八百八十円以下」とする。

#### （賃金日額）

**第十七条** 賃金日額は、算定対象期間において第一項ただし書を除く。の規定により被保険者期間として計算された最後の六箇月間に支払われた賃金（臨時に支払われる賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。次項、第六節及び次章において同じ。）の総額を百八十で除して得た額とする。

2 前項の規定による額が次の各号に掲げる額に満たないときは、賃金日額は、同項の規定にかかるわらず、当該各号に掲げる額とする。

一 賃金が、労働した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制その他の請負制によつて定められている場合には、前項に規定する最後の六箇月間に支払われた賃金の総額を当該最後の六箇月間に労働した日数で除し得た額の百分の七十に相当する額。

二 賃金の一部が、月、週その他一定の期間によつて定められている場合には、その部分の総額をその期間の総日数（賃金の一部が月により定められている場合には、一箇月を三十日として定められる場合には、一箇月を三十六日として計算する。）で除して得た額と前

一日として計算する。）が平成二十七年四月一日から始まる年度（この条の規定により自動変更がされたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超えて、そのままの上昇し、又は低下した比率に応じて、その翌年度の八月一日以後の自動変更対象額を変更しなければならない。

三 超過額が基礎日数分の基本手当から控除して得た額の百分の八十に相当する額を支給する。

二 合計額が賃金日額の百分の八十以上であるときは、当該超える額（次号において「超過額」という。）を基本手当の日額から控除し残りの額に基礎日数を乗じて得た額を支給する。

三 超過額が基礎日数分の基本手当を支給しない。

二 厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成二十七年四月一日から始まる年度（この項の規定により控除額が変更されたときは、直近の当該

前項の規定により変更された各年度の八月一日以後に適用される自動変更対象額のうち、最低賃金日額（当該年度の四月一日に効力を有する地域別最低賃金（最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）第九条第一項に規定する地域別最低賃金をいう。）の額を基礎として厚生労働省令で定める算定方法により算定した額をいいう。）に達しないものは、当該年度の八月一日以後、当該最低賃金日額とする。

三 前項の「自動変更対象額」とは、第十六条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による基本手当の日額の算定に当たつて、百分の八十を乗ずる賃金日額の範囲となる同条第一項に規定する二千四百六十円以上四千九百二十円未満の額及び百分の八十から百分の五十までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる同項に規定する四千九百二十円以上一万二千九十九円以下までの額並びに前条第四項各号に掲げる額をいう。

（支給の期間及び日数）

**第二十条** 基本手当は、この法律に別段の定めがある場合を除き、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とす

る。）内の失業している日について、第二十二条第一項に規定する所定給付日数に相当する日数分を限度として支給する。

ハ 受給資格に係る離職の日において三十歳以上四十五歳未満である受給資格者 一万円

（基本手当の算定に用いる賃金日額の範囲等の自動的変更）

ニ 受給資格に係る離職の日において三十歳未満である受給資格者 一万三千三百七十五円

（基本手当の算定に用いる賃金日額の範囲等の自動的変更）

一 その収入の一日分に相当する額（収入の総額を基礎日数で除して得た額をいう。）から千二百八十二円（その額が次項の規定により変更されたときは、その変更された額。同項において「控除額」という。）を控除した額と基本手当の日額との合計額（次号において「合計額」という。）が賃金日額の百分の八十に相当する額を超えないとき 基本手当の日額に基礎日数を乗じて得た額を支給する。

二 合計額が賃金日額の百分の八十以上であるときは、当該超える額（次号において「超過額」という。）を基本手当の日額から控除し残りの額に基礎日数を乗じて得た額を支給する。

三 超過額が基礎日数分の基本手当を支給しない。

二 厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成二十七年四月一日から始まる年度（この項の規定により控除額が変更されたときは、直近の当該

前項の規定により変更された各年度の八月一日以後に適用される自動変更対象額のうち、最低賃金日額（当該年度の四月一日に効力を有する地域別最低賃金（最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）第九条第一項に規定する地域別最低賃金をいう。）の額を基礎として厚生労働省令で定める算定方法により算定した額をいいう。）に達しないものは、当該年度の八月一日以後、当該最低賃金日額とする。

三 前項の「自動変更対象額」とは、第十六条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による基本手当の日額の算定に当たつて、百分の八十を乗ずる賃金日額の範囲となる同条第一項に規定する二千四百六十円以上四千九百二十円未満の額及び百分の八十から百分の五十までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる同項に規定する四千九百二十円以上一万二千九十九円以下までの額並びに前条第四項各号に掲げる額をいう。

（支給の期間及び日数）

**第二十条** 基本手当は、この法律に別段の定めがある場合を除き、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とす

る。）内の失業している日について、第二十二条第一項に規定する所定給付日数に相当する日数分を限度として支給する。

その収入の基礎となつた日数（以下この項において「基礎日数」という。）分の基本手当の支給については、次に定めるところによる。

一 その収入の一日分に相当する額（収入の総額を基礎日数で除して得た額をいう。）から千二百八十二円（その額が次項の規定により変更されたときは、その変更された額。同項において「合計額」という。）が賃金日額の百分の八十に相当する額を超えないとき 基本手当の日額に基礎日数を乗じて得た額を支給する。

二 合計額が賃金日額の百分の八十以上であるときは、当該超える額（次号において「超過額」という。）を基本手当の日額から控除し残りの額に基礎日数を乗じて得た額を支給する。

三 超過額が基礎日数分の基本手当を支給しない。

二 厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成二十七年四月一日から始まる年度（この項の規定により控除額が変更されたときは、直近の当該

前項の規定により変更された各年度の八月一日以後に適用される自動変更対象額のうち、最低賃金日額（当該年度の四月一日に効力を有する地域別最低賃金（最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）第九条第一項に規定する地域別最低賃金をいう。）の額を基礎として厚生労働省令で定める算定方法により算定した額をいいう。）に達しないものは、当該年度の八月一日以後、当該最低賃金日額とする。

三 前項の「自動変更対象額」とは、第十六条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による基本手当の日額の算定に当たつて、百分の八十を乗ずる賃金日額の範囲となる同条第一項に規定する二千四百六十円以上四千九百二十円未満の額及び百分の八十から百分の五十までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる同項に規定する四千九百二十円以上一万二千九十九円以下までの額並びに前条第四項各号に掲げる額をいう。

（支給の期間及び日数）

一 次号及び第二号に掲げる受給資格者以外の受給資格者 当該基本手当の受給資格に係る離職の日（以下この款において「基準日」という。）の翌日から起算して一年

二 基準日において第二十二条第二項第一号に該当する受給資格者 基準日の翌日から起算して一年に六十日を加えた期間

三 基準日において第二十三条第一項第二号イに該当する同条第二項に規定する特定受給資格者 基準日の翌日から起算して一年に三十日を加えた期間

業安定所長があつて、当該受給資格に係る離職が定年（厚生労働省令で定める年齢以上の定年に限る。）に達したことその他の厚生労働省令で定める理由によるものであるものが、当該離職後一定の期間第十五条第二項の規定による求職の申込みをしないことを希望する場合において、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出たときは、前項中「次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間と、次項に規定する求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（一年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該各号に定める期間）とあるのは「次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間内に第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該基本手当の受給資格に係る離職の日（以下この款において「基準日」という。）の翌日から当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該基本手当の受給資格に係る離職の日（以下この款において「基準日」という。）の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を合算した期間」と、「当該期間に掲げる当該受給資格者の区分に応じ当該各号に定める日数とし、その算定基礎期間が一年未満の受給資格者においては百五十日とする。」とあるのは「基準日」とする。

（支給の期間の特例）

**第二十条の二** 受給資格者であつて、基準日後に事業（その実施期間が三十日未満のものその他

厚生労働省令で定めるものを除く。）を開始したもののその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める者が、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が四年から前条第一項及び第二項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、同条第一項及び第二項の規定による期間に算入しない。

（待期）

**第二十一条** 基本手当は、受給資格者が当該基本手当の受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日以後において失業している日（疾病又は負傷のため職業に就くことができない日を含む。）が通算して七日に満たない間は、支給しない。

（所定給付日数）

**第二十二条** 一の受給資格に基づき基本手当を支給する日数（以下「所定給付日数」という。）は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一 算定基礎期間が二十年以上である受給資格者 百五十日

二 算定基礎期間が十年以上二十年未満である受給資格者 百二十日

三 算定基礎期間が十年未満である受給資格者 九十日

（所定給付日数）

**第二十二条** 一の受給資格に基づき基本手当を支給する日数（以下「所定給付日数」という。）は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一 算定基礎期間が二十年以上である受給資格者 百五十日

二 算定基礎期間が十年以上二十年未満である受給資格者 百二十日

三 算定基礎期間が十年未満である受給資格者 九十日

（所定給付日数）

**第二十三条** 特定受給資格者（前条第三項に規定する算定基礎期間（以下この条において単に「算定基礎期間」という。）が一年（第五号に掲げる特定受給資格者にあつては、五年）以上のものに限る。）に係る所定給付日数は、前条第一項の規定にかわらず、次の各号に掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イからロに定める日数

一 基準日において四十五歳以上六十五歳未満である受給資格者 三百六十日

二 基準日において四十五歳未満である受給資格者 三百日

三 前二項の算定基礎期間は、これらの規定の受給資格者が基準日まで引き続いて同一の事業主の適用事業に被保険者として雇用された期間（当該雇用された期間に係る被保険者となつた日前に被保険者であつたことがある者について計算した期間と当該被保険者であつた期間を通算した期間）とする。ただし、当該期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該雇用された期間に係る被保険者となつた日前に被保険者であつたことがある者について同様に算定基礎期間の区分に応じ、当該イからロに定める日数とする。

（支給の期間の特例）

**第二十三条** 特定受給資格者（前条第三項に規定する算定基礎期間（以下この条において単に「算定基礎期間」という。）が一年（第五号に掲げる特定受給資格者にあつては、五年）以上のものに限る。）に係る所定給付日数は、前条第一項の規定にかわらず、次の各号に掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イからロに定める日数

一 基準日において四十五歳以上六十五歳未満である受給資格者 三百六十日

二 基準日において四十五歳未満である受給資格者 三百日

三 前二項の算定基礎期間は、これらの規定の受給資格者が基準日まで引き続いて同一の事業主の適用事業に被保険者として雇用された期間（当該雇用された期間に係る被保険者となつた日前に被保険者であつたことがある者について同様に算定基礎期間の区分に応じ、当該イからロに定める日数とする。

（支給の期間の特例）

**第二十条の二** 受給資格者であつて、基準日後に事業（その実施期間が三十日未満のものその他

厚生労働省令で定めるものを除く。）を開始したもののその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める者が、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が四年から前条第一項及び第二項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、同条第一項及び第二項の規定による期間に算入しない。

（待期）

**第二十一条** 基本手当は、受給資格者が当該基本手当の受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日以後において失業している日（疾病又は負傷のため職業に就くことができない日を含む。）が通算して七日に満たない間は、支給しない。

（所定給付日数）

**第二十二条** 一の受給資格に基づき基本手当を支給する日数（以下「所定給付日数」という。）は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一 算定基礎期間が二十年以上である受給資格者 百五十日

二 算定基礎期間が十年以上二十年未満である受給資格者 百二十日

三 算定基礎期間が十年未満である受給資格者 九十日

（所定給付日数）

**第二十三条** 特定受給資格者（前条第三項に規定する算定基礎期間（以下この条において単に「算定基礎期間」という。）が一年（第五号に掲げる特定受給資格者にあつては、五年）以上のものに限る。）に係る所定給付日数は、前条第一項の規定にかわらず、次の各号に掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イからロに定める日数

一 基準日において四十五歳以上六十五歳未満である受給資格者 三百六十日

二 基準日において四十五歳未満である受給資格者 三百日

三 前二項の算定基礎期間は、これらの規定の受給資格者が基準日まで引き続いて同一の事業主の適用事業に被保険者として雇用された期間（当該雇用された期間に係る被保険者となつた日前に被保険者であつたことがある者について同様に算定基礎期間の区分に応じ、当該イからロに定める日数とする。

（支給の期間の特例）

二 前号に定めるもののほか、解雇（自己の責めに帰すべき重大な理由によるものを除く。第五十七条第一項第二号において同じ。）その他の厚生労働省令で定める理由により離職した者（訓練延長給付）

#### 第二十四条 受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等（その期間が政令で定める期間を超えるものを除く。以下この条、第三十六条第一項及び第二項並びに第四十一条第一項において同じ。）を受ける場合には、当該公共職業訓練等を受ける期間（その者が当該公共職業訓練等を受けるため待期している期間（政令で定める期間に限る。）を含む。）内の失業

期間を超過するもの（当該受給資格者が第二十条第一項及び第二項の規定による期間において同じ。）を受ける場合には、当該公共職業訓練等を受ける期間（その者が当該公共職業訓練等を受けるため待期している期間（政令で定める期間に限る。）を含む。）内の失業している日について、所定給付日数（当該受給資格者が第二十条第一項及び第二項の規定による期間内に基本手当の支給を受けた日数が所定給付日数に満たない場合には、その支給を受けた日数。第三十三条第三項を除き、以下この節において同じ。）を超えてその者に基本手当を支給することができる。

2 公共職業安定所長が、その指示した公共職業訓練等を受ける受給資格者（その者が当該公共職業訓練等を受け終わる日における基本手当の支給残日数（当該公共職業訓練等を受け終わる日の翌日から第四項の規定の適用がないものとした場合における受給期間（当該期間内の失業している日について基本手当の支給を受けることができる期間をいう。以下同じ。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができる期間をいう。以下この項及び第四項において同じ。）が政令で定める基準に照らして当該公共職業訓練等を受け終わつてもなお就職が相当程度に困難な者であると認めたものについても、同項の規定による期間内の失業している日について、所定給付日数を超えてその者に基本手当を支給することができる。この場合において、所定給付日数を超えて基本手当の支給を受けることは、これらの規定による期間の規定期間を超過するものとする。

3 第一項の規定による基本手当の支給を受ける受給資格者が第二十条第一項及び第二項の規定による期間を超えて公共職業訓練等を受けるときは、その者の受給期間は、これらの規定にかかわらず、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間とする。

4 第二項の規定による期間を超過する政令で定める期間（同条第一項及び第二項の規定による期間を超えて公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける者で、当該公共職業訓練等を受ける期間を超過するものについては、第六条から支給残日数を差し引いた日数を加えた日数から支給残日数を差し引いた日数を加えた期間（同条第一項及び第二項の規定による期間を超過する政令で定める期間に第二項前段に規定する政令で定める日数から支給残日数を差し引いた日数を加えた日数を加えた期間）について第一項の規定による基本手当の支給を受けることができるものにあつては、同日から算起して第二項前段に規定する政令で定める日数を経過した日までの間）とする。

#### （個別延長給付）

#### 第二十四条の二 第二十二条第二項に規定する就職が困難な受給資格者以外の受給資格者のうち、第十三条第三項に規定する特定理由離職者（厚生労働省令で定める者）である者又は第二十三条第二項に規定する特定受給資格者であつて、次の各号のいずれかに該当し、かつ、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準（次項において「指導基準」という。）に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたものについては、第四項の規定による期間内の失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る。）について、所定給付日数を超えて基本手当を支給することができる。

#### （該当する者）

#### 二 第一項（第一号及び第三号に限る。）又は前項に該当する受給資格者六十日（所定給付日数が第二十三

#### 号イに該当する受給資格者にあつては、三十日）

#### （広域延長給付）

#### 第二十五条 厚生労働大臣は、その地域における雇用に関する状況等から判断して、その地域内に居住する求職者がその地域において職業に就くことが困難であると認める地域について、求職者が他の地域において職業に就くことを促進するための計画を作成し、関係都道府県労働局長及び公共職業安定所長に、当該計画に基づく広範囲の地域にわたる職業紹介活動（以下この条において「広域職業紹介活動」という。）を行わせた場合において、当該広域職業紹介活動に係る地域について、政令で定める基準に照らして必要があると認めるときは、その指定する期間内に限り、公共職業安定所長が当該地域に係る当該広域職業紹介活動により職業のあつせんを受けすることが適当であると認定する受給資格者について、第四項の規定による期間内の失業している日について、所定給付日数を超えて基本手当を支給する措置を決定することができる。

#### （被災を受けたため離職を余儀なくされた者又は激甚災害法第二十五条第三項の規定による離職したものとみなされた者であつて、政令で定める基準に照らして職業に就くことが特に困難であると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住する者）

#### 三 雇用されていた適用事業が激甚災害その他

#### の灾害（厚生労働省令で定める災害に限る。）の被害を受けたため離職を余儀なくされた者又は激甚災害法第二十五条第三項の規定による離職したものとみなされた者（前号に該当する者を除く。）

2 第二十二条第二項に規定する就職が困難な受給資格者であつて、前項第二号に該当し、かつ、公共職業安定所長が指導基準に照らして再就職を促進するため必要な職業指導を行うことが適当であると認めたものについては、第四項の規定による期間内の失業している日（失業の支給を受けることができるものにあつては、同日から算起して第二項前段に規定する政令で定める日数から支給残日数を超えて基本手当を支給することができる）。を受けることができる。

3 前項の措置に基づく基本手当の支給（以下の前二項の場合において、所定給付日数を超えて公共職業安定所長が厚生労働大臣の指定する居所を変更した場合には、引き続き当該措置にて基本手当を支給する日数は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める日数を限度とするものとする。

4 第二項の規定による期間において、所定給付日数を超えて公共職業安定所長が厚生労働大臣の指定する居所を変更した場合には、引き続き当該措置にて基本手当を支給することができる。

5 前項の措置に基づく基本手当の支給（以下の前二項の場合において、所定給付日数を超えて公共職業安定所長が厚生労働大臣の指定する居所を変更した場合には、引き続き当該措置にて基本手当を支給することができる。）を受けることができる。

6 広域延長給付を受ける受給資格者の受給期間は、第二十条第一項及び第二項の規定にかかる紹介活動により職業のあつせんを受けることができる。この場合において、所定給付日数を超えて受給資格者の受給期間に第一項後段に規定する政令で定める日数を加えた期間とする。

#### （広域延長給付）

#### 第二十六条 前条第一項の措置が決定された日以後に他の地域から当該措置に係る地域に移転し

#### た受給資格者であつて、その移転について特別の理由がないと認められるものには、当該措置に基づく基本手当は、支給しない。

#### （前項に規定する特別の理由があるかどうかの認定は、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従つてするものとする。）

#### （全国延長給付）

2 第二十七条 厚生労働大臣は、失業の状況が全国的に著しく悪化し、政令で定める基準に該当するに至つた場合において、受給資格者の就職状況からみて必要があると認めるときは、その指定期間内に限り、第三項の規定による期間内の失業している日について、所定給付日数を超えて受給資格者に基本手当を支給する措置を決定することができる。この場合において、所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、政令で定める日数を限度とするものとする。

#### （全国延長給付）

#### 2 厚生労働大臣は、前項の措置を決定した後に

#### おいて、政令で定める基準に照らして必要があ

#### ると認めるときは、同項の規定により指定した

#### 期間（その期間がこの項の規定により延長され

#### たときは、その延長された期間）を延長するこ

#### とができる。

#### （第一項の措置に基づく基本手当の支給（以下

#### 「全国延長給付」という。）を受ける受給資格者の受給期間は、第二十条第一項及び第二項の規

#### 定にかかるわらず、これらの規定による期間に第

一項後段に規定する政令で定める日数を加えた期間とする。

**第二十八条** 個別延長給付を受けている受給資格者については、当該個別延長給付が終わった後でなければ広域延長給付、全国延長給付及び訓練延長給付（第二十四条第一項又は第二項の規定による基本手当の支給をいう。以下同じ。）は行わず、広域延長給付を受けている受給資格者については、当該広域延長給付が終わった後でなければ広域延長給付及び訓練延長給付は行わず、全国延長給付を受けている受給資格者については、当該全国延長給付が終わった後でなければ訓練延長給付は行わない。

訓練延長給付を受けている受給資格者について個別延長給付、広域延長給付又は全国延長給付が行われることとなつたときは、これらの延長給付が行われる間は、その者について訓練延長給付が行われる間は、その者について訓練延長給付が行われることとなつたときは、これららの延長給付が行われる間は、その者について全国延長給付が行われる間は、その者について訓練延長給付が行われることとなつたときは、個別延長給付が行われる間は、その者について広域延長給付は行わない。

前二項に規定するものほか、第一項に規定する各延長給付を順次受けける受給資格者に係る基本手当を支給する日数、受給期間その他これらは、政令で定める。

（給付日数を延長した場合の給付制限）

**第二十九条** 訓練延長給付（第二十四条第二項の規定による基本手当の支給に限る。第三十二条第一項において同じ。）個別延長給付、広域延長給付又は全国延長給付を受けている受給資格者が、正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと、公共職業安定所の指揮下に就くこと、公共職業訓練等を受けた公共職業訓練等を受けること又は厚生労働大臣の定める基準に従つて公共職業安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだときは、その拒んだ日以後基本手当を支給しない。ただし、その者が新たに受給資格を取得したときは、この限りでない。

前項に規定する正当な理由があるかどうかの認定は、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従つてするものとする。

四 職業安定法第二十条（第二項ただし書を除く。）の規定に該当する事業所に紹介された（支給方法及び支給期日）

**第三十条** 基本手当は、厚生労働省令で定めるところにより、四週間に一回、失業の認定を受けた日分を支給するものとする。ただし、厚生労働大臣は、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける受給資格者その他厚生労働省令で定める受給資格者に係る基本手当の支給について別段の定めをすることができる。

2 公共職業安定所長は、各受給資格者について受給資格者が死亡したため失業の認定を受けることができなかつた期間に係る基本手当の支給を請求する者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該受給資格者について失業の認定を受けなければならない。

2 前項の受給資格者が第十九条第一項の規定に該当する場合には、第十条の三第一項の規定による未支給の基本手当の支給を受けるべき者は、厚生労働省令で定めるところにより、第十九条第一項の収入の額その他の事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。

（給付制限）

**第三十一条** 第十条の三第一項の規定により、受給資格者がが行わぬ。

2 前項の規定に該当する受給資格者が個別延長給付、広域延長給付又は訓練延長給付を受ける場合におけるその者の受給期間についての調整に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

2 公共職業安定所長は、各受給資格者について受給資格者が自己の責めに帰すべき重大な理由によつて解雇され、又は正当な理由がなく自分の都合によつて退職した場合には、第二十一条の規定による期間の満了後一箇月以上三箇月以内の間に公共職業安定所長の定める期間は、基本手当を支給しない。ただし、次に掲げる受給資格者（第一号に掲げる者にあつては公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける期間及び当該公共職業訓練等を受け終つた日後の期間に限り、第三号に掲げる者にあつては第二号に規定する訓練を受ける期間及び当該訓練を受け終わった日後の期間に限り）については、この限りでない。

1 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける受給資格者（次号に該当する者を除く。）

2 前項に規定する者が同項に規定する日以後新たに受給資格を取得した場合には、同項の規定にかかわらず、その新たに取得した受給資格にようとした者は、これらの給付の支給を受け、又は受けようとした日以後、基本手当を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、基本手当の全部又は一部を支給することができる。

3 受給資格者が第一項の規定により基本手当を支給されないとされたため、当該受給資格に基づく基本手当を支給する。

3 受給資格者が前項の規定により基本手当を支給されないとされた場合においても、第二十二条第三項の規定の適用については、当該受給資格に基づく基本手当の支給があつたものとみなす。

4 受給資格者が第一項の規定により基本手当を支給されないとされたため、同項に規定する日以後当該受給資格に基づき基本手当の支給を受けることができる日数の全部又は一部について基本手当の支給を受けることができなくなつたときは、第三十七条第四項の規定の適用については、その支給を受けることができないこととされた日数分の基本手当の支給があつたものとみなす。

2 前項に規定する正当な理由があるかどうかの認定は、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従つてするものとする。

3 基本手当の受給資格に係る離職について第一項の規定により基本手当を支給しないこととされる場合において、当該基本手当を支給しないこととされる期間に七日を超える三十日以下の範囲内で厚生労働省令で定める日数及び当該受給資格に係る所定給付日数に相当する日数を加えた期間が一年（当該基本手当の受給資格に係る離職の日において第二十二条第二項第一号に該

五 その他正当な理由があるとき。

2 受給資格者が、正当な理由がなく、厚生労働大臣の定める基準に従つて公共職業安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだときは、その拒んだ日以後当該受給資格に基づき基本手当の支給を受けることができる日数の全部又は一部について基本手当の支給を受けることができなくなつたときは、第三十七条第四項の規定の適用については、その支給を受けることができないこととされた日数分の基本手当の支給があつたものとみなす。

3 第二項」とあるのは、「第三十三条第三項」とする。

4 前項の規定に該当する受給資格者について第二項」とあるのは、「第三十三条第三項」とする。

2 第三項の規定に該当する受給資格者が個別延長給付、広域延長給付又は訓練延長給付を受ける場合におけるその者の受給期間についての調整に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

2 第三項の規定に該当する受給資格者に係る離職について第一項の規定により基本手当を支給しないこととされる期間に七日を超える三十日以下の範囲内で厚生労働省令で定める日数及び当該受給資格に係る所定給付日数に相当する日数を加えた期間が一年（当該基本手当の受給資格に係る離職の日において第二十二条第二項第一号に該

当する受給資格者にあつては、一年に六十日を加えた期間）を超えるときは、当該受給資格者の受給期間は、第二十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による期間に当該超える期間を加えた期間とする。

4 前項の規定に該当する受給資格者について第二項」とあるのは、「第三十三条第三項」とする。

2 第三項の規定に該当する受給資格者に係る離職について第一項の規定により基本手当を支給しないこととされる期間に七日を超える三十日以下の範囲内で厚生労働省令で定める日数及び当該受給資格に係る所定給付日数に相当する日数を加えた期間が一年（当該基本手当の受給資格に係る離職の日において第二十二条第二項第一号に該

第三十六条 第二款 技能習得手当及び寄宿手当

職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受け





省令で定めるところにより公共職業安定所長の認可を受けたときは、その者は、引き続き、日雇労働被保険者となることができる。

前二月の各月において十八日以上同一の事業主の適用事業に雇用された日雇労働被保険者は同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用された日雇労働被保険者が前項の認可を受けなかつたため、日雇労働被保険者とされなくなつた最初の月に離職し、失業した場合には、その失業した月の間における日雇労働求職者給付金の支給については、その者を日雇労働被保険者とみなす。

4 日雇労働被保険者に関しては、第六条（第三号に限る。）及び第七条から第九条まで並びに前三節の規定は、適用しない。

#### （日雇労働被保険者手帳）

日雇労働被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所において、日雇労働被保険者手帳の交付を受けなければならない。

#### （日雇労働求職者給付金の受給資格）

日雇労働求職者給付金は、日雇労働被保険者が失業した場合において、その失業日の属する月の前二月間に、その者について、徵収法第十三条第二項第四号の印紙保険料（以下「印紙保険料」という。）が通算して二十六日分以上納付されているときに、第四十七条から第五十二条までに定めるところにより支給する。

#### （日雇労働被保険者に係る失業の認定）

第四十六条 前条の規定により日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者は第十五条第一項に規定する受給資格者である場合において、その者が、基本手当の支給を受けたときはその支給の対象となつた日については日雇労働被保険者給付金を支給せず、日雇労働求職者給付金の支給を受けたときはその支給の対象となつた日については基本手当を支給しない。

#### （日雇労働被保険者に係る失業の認定）

第四十七条 日雇労働求職者給付金は、日雇労働被保険者が失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る。第五十四条第一号において同じ。）について支給する。  
2 前項の失業していることについての認定（以下の節において「失業の認定」という。）を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをしなければならない。  
3 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、日雇労働被保

者に係る失業の認定について別段の定めをすることができる。

#### （日雇労働求職者給付金の日額）

求職者給付金の日額等が変更されたときは直近の該変更の基礎となつた平均定期給与額（の該変更の基礎となること）の百分の百二十を超えて、又は百分の八十三を下るに至つた場合において、その状態が継続する認めるときは、その平均定期給与額の上昇し、又は低下した比率を基準として、日雇労働被保険者の給付金の日額等を変更しなければならない。

#### （日雇労働求職者給付金の支給方法等）

前項の「日雇労働求職者給付金の日額等」とは、前条第一号に定める額の日雇労働求職者給付金（次項及び第五十四条において「第一級給付金」という。）の日額、前条第二号に定める額の日雇労働求職者給付金（次項及び第五十四条において「第二級給付金」という。）の日額並びに徴収法第二十二条第一項に規定する印紙保険料の額の区分に係る賃金の日額のうち第一級印紙保険料と第二級印紙保険料との区分に係る賃金の日額（その額が前項の規定により変更されたときは、その変更された額。次項において「一級・二級印紙保険料区分日額」という。）及び第二級印紙保険料と第三級印紙保険料との区分に係る賃金の日額（その額が前項の規定により変更されたときは、その変更された額。次項において「二級・三級印紙保険料区分日額」という。）をいう。

#### （日雇労働求職者給付金の支給について別段の定めをするところ）

1 前二月間に納付された印紙保険料のうち、第一級印紙保険料及び第二級印紙保険料が二十四日分未満である場合において、第一級印紙保険料の納付額との合計額に、徵収法第二十二条第一項第三号に掲げる額（その額が同条第二項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額。）の印紙保険料（以下「第二級印紙保険料」という。）が二十四日分以上であるとき（前号に該当するときは除く。）  
ロ 前二月間に納付された印紙保険料のうち、第一級印紙保険料及び第二級印紙保険料が二十四日分未満である場合において、第一級印紙保険料の納付額との合計額に、徵収法第二十二条第一項第五項の規定により同条第三項に規定する第一級保険料日額、第二級保険料額及び第三級保険料日額の変更があった場合には、厚生労働大臣は、その変更のあつた日から一年を経過した日の前日（その日前に当該変更に関する国会の議決があつた場合には、その議決のあつた日の前日）までの間は、第一項の規定による第一級給付金の日額、第二級給付金の日額及び第三級給付金の日額並びに一級・二級印紙保険料区分日額及び二級・三級印紙保険料区分日額の変更を行ふことができない。  
3 第三十二条第一項の規定は、日雇労働求職者給付金について準用する。この場合において、同項中「受給資格者」とあるのは「日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者」と、「失業の認定」とあるのは「第四十七条第二項の失業の認定」と読み替えるものとする。  
（給付制限）  
第五十二条 日雇労働求職者給付金の支給を受けられることができる者が公共職業安定所の紹介する業務に就くことを拒んだときは、その拒んだ日から起算して七日間は、日雇労働求職者給付金を支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。  
1 紹介された業務が、その者の能力からみて不適当であると認められるとき。  
2 紹介された業務に対する賃金が、同一地域における同種の業務及び同程度の技能に係る一般的の賃金水準に比べて、不當に低いとき。  
3 職業安定法第二十条（第二項ただし書を除く。）の規定に該当する事業所に紹介されたとき。  
4 その他正当な理由があるとき。

2 日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者についての前項各号のいずれかに該当するかどうかの認定は、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従つてするものとする。  
3 日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者が、偽りその他不正の行為により求職者給付又は就職促進給付の支給を受け、又は受けようとしたときは、その支給を受け、又は受けようとした月及びその月の翌月から三箇月間

（第十八条第一項の平均定期給与額）

（第十八条第一項の平均定期給与額をいう。以下この項において同じ。）が、平成六年九月の平均定期給与額（この項の規定により日雇労働

は、日雇労働求職者給付金を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、日雇労働求職者給付金の全部又は一部を支給することができる。

(日雇労働求職者給付金の特例)

第五十三条　日雇労働被保険者が失業した場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、その者は、公共職業安定所長に申し出て、次条に定める日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる。

一 繼続する六月間に当該日雇労働被保険者について印紙保険料が各月十一日分以上、かつ、通算して七十八日分以上納付されていること。

二 前号に規定する継続する六月間（以下「基礎期間」という。）のうち後の五月間に第四十五条の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けていること。

三 基礎期間の最後の月の翌月以後二月間（申出をした日が当該二月の期間内にあるときは、同日までの間）に第四十五条の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けないこと。

四 前項の申出は、基礎期間の最後の月の翌月以後四月の期間内に行わなければならぬこと。

第五十四条　前条第一項の申出をした者に係る日雇労働求職者給付金の支給については、第八条及び第五十条第一項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

一 日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる期間及び日数は、基礎期間の最後の月の翌月以後四月の期間内の失業している日について、通算して六十日分を限度とする。

二 日雇労働求職者給付金の日額は、次のいかんまでに掲げる区分に応じ、当該イからハ口次のいずれかに該当するとき、第二級給付金の日額

(1) 基礎期間に納付された印紙保険料のうち、第一級印紙保険料及び第二級印紙保険料が七十二日分以上であるとき（イに該当するときを除く。）。

(2) 基礎期間に納付された印紙保険料のうち、第一級印紙保険料及び第二級印紙保

險料が七十二日分未満である場合において、第一級印紙保険料の納付額と第二級印紙保険料の納付額との合計額に、第三級印紙保険料の納付額のうち七十二日から第一級印紙保険料及び第二級印紙保険料の納付日数を差し引いた日数に相当する日数分の額を加算した額を七十二で除して得た額が第二級印紙保険料の日額以上であるとき。

八 イ又はロに該当しないとき 第三級給付金の日額

第五十五条　基礎期間の最後の月の翌月以後二月の期間内に第五十三条第一項の申出をした者については、当該二月を経過する日までは、第四十五条の規定による日雇労働求職者給付金は、支給しない。

五 第五十三条第一項の申出をした者が、基礎期間の最後の月の翌月から起算して第三月目又は第四月目に当たる月において、第四十五条の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けたときは、当該日雇労働求職者給付金の支給の対象となつた日については第四十五条の規定による日雇労働求職者給付金を支給せず、同条の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けたときは当該日雇労働求職者給付金の支給を受けた後三月以内に該当するものとして読み替えるものとする。

第六十条の二　日雇労働被保険者が同一の事業主の適用事業に継続して三十日以上雇用された後に離職した場合（前条第一項本文に規定する場合を除く。）には、その者の日雇労働被保険者があつた期間を第十四条の規定による被保険者期間の計算において被保険者があつた期間とみなすことができる。ただし、その者が第四十三条第二項又は第三項の規定の適用を受けた場合に、この限りでない。

七 前項の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けた者がその支給を受けた後に第五十三条第一項の申出をする場合における同項第二号の規定の適用については、その者は、第四十五条の規定による日雇労働求職者給付金に支給を受けたものとみなす。

八 第四十六条、第四十七条、第五十条第一項、第五十二条及び第五十三条の規定は、前条の規定による日雇労働求職者給付金について準用する。

(日雇労働被保険者であつた者に係る被保険者期間等の特例)

第五十六条　日雇労働被保険者が二月の各月において十八日以上同一の事業主の適用事業に雇用され、その翌月以後において離職した場合は、その二月を第十四条の規定による被保険者期間の二箇月として計算することができる。ただし、その者が第四十三条第二項又は第三項の規定の適用を受けた者である場合には、この限りでない。

るものとして計算する」と読み替えるものとする。

### 第五節 就職促進給付

(就業促進手当)

第一項の規定により同項に規定する一月を被保険者期間として計算することによつて第十四条第二項第一号に規定する受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格を取得した者について、第十七条に規定する賃金日額を算定する場合に、その二月の各月において納付された印紙保険料の額を厚生労働省令で定める率で除して得た額をそれぞれその各月に支払われた賃金額とする。

厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者であつて、当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日の翌日から当該受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当するものとして）と読み替えるものとする。

第二項の規定は、第二十二条第三項の規定による算定基礎期間の算定について準用する。この場合において、第一項中「その二月を第十四条第三項に規定する被保険者期間の二箇月として計算する」とあるのは、「当該二月を経過する日までは、第四十五条の規定による日雇労働求職者給付金は、支給しない。

五 第五十三条第一項の申出をした者については、当該二月を経過する日までは、第四十五条の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けたときは、同月の翌日から当該受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする）。の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日数をいう。（以下同じ。）が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上であるもの

一 厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者（当該職業に就いた日の前日ににおける基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一未満である者に限る。）、高年齢受給資格者（高年齢求職者給付金の支給を受けた者であつて、当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して一年を経過していないものを含む。以下この節において同じ。）及び特例受給資格者（特例一時金の支給を受けた者であつて、当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。以下この節において同じ。）又は日雇受給資格者（日雇一時金の支給を受けた者であつて、当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して一年を経過していないものを含む。以下この節において同じ。）又は日雇受給資格者（日雇受給資格が第五十四条の規定による日雇受給資格者又は日雇受給資格者（第五十八条及び第五十九条第一項において「受給資格者等」といわれる者をいう。以下同じ。）であつて、身体障害者その他の就職が困難な者として厚生労働省令で定めるもの

二 受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者又は日雇受給資格者（第五十八条及び第五十九条第一項において「受給資格者等」といわれる者をいう。が、前項各号に規定する安定した職業に就いた日前厚生労働省令で定める期間内の就職について就業促進手当の支給を受けたことがあ



み、当該教育訓練に係る指定教育訓練実施者により厚生労働省令で定める証明がされた場合に、より厚生労働省令で定める証明がされた場合に限る。において、支給要件期間が三年以上であるときに、支給する。

一 当該教育訓練を開始した日（以下この条において「基準日」という。）に一般被保険者（被保険者のうち、高年齢被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の者をいう。次号において同じ。）又は高年齢被保険者である者）が当該基準日の直前の一般被保険者又は高年齢被保険者でなくなつた日から厚生労働省令で定める期間内にあるもの

二 前号に掲げる者以外の者であつて、基準日が当該基準日の直前の一般被保険者又は高年齢被保険者でなくなつた日から厚生労働省令で定める期間内にあるもの

三 前項の支給要件期間は、教育訓練給付対象者が基準日までの間に同一の事業主の適用事業に引き続いて被保険者として雇用された期間（当該雇用された期間に係る被保険者となつた日前に被保険者であったことがある者については、当該雇用された期間と当該被保険者であつた期間を通算した期間）とする。ただし、当該期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除いて算定する期間とする。

一 当該雇用された期間又は当該被保険者であつた期間に係る被保険者となつた日の直前の被保険者でなくなつた日が当該被保険者となつた日前一年の期間内ないときは、当該直前の被保険者でなくなつた日前の被保険者であつた期間

二 当該基準日前に教育訓練給付金の支給を受けたことがあるときは、当該給付金に係る基準日前の被保険者であつた期間

三 第二十二条第四項の規定は、前項の支給要件期間の算定について準用する。

四 教育訓練給付金の額は、教育訓練給付対象者が第一項に規定する教育訓練の受講のために支払った費用（厚生労働省令で定める範囲内のものに限る）の額（当該教育訓練の受講のため支払った費用の額であることについて当該教育訓練に係る指定教育訓練実施者により証明がされたものに限る。）に百分の二十以上百分の八十以下の範囲内において厚生労働省令で定める率を乗じて得た額（その額が厚生労働省令で定める額を超えるときは、その定める額）とする。

五 第一項及び前項の規定にかかわらず、同項の規定により教育訓練給付金の額として算定される。第一項及び前項の規定にかかる場合は、第一項の規定により教育訓練給付金の額として算定される。

**第六十条の三** 偽りその他不正の行為により教育訓練給付金の支給を受け、又は受けようとした者は、当該給付金の支給を受け、又は受けようとした日以後、教育訓練給付金を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、教育訓練給付金の全部又は一部を支給することができる。

2 前項の規定により教育訓練給付金の支給を受けることができない者とされたものが、同項に規定する日以後、新たに教育訓練給付金の支給を受けることができる者となつた場合には、同項の規定にかかわらず、教育訓練給付金を支給する。

3 第一項の規定により教育訓練給付金の支給を受けることができなくなった場合には、同項第二項の規定の適用については、当該給付金の支給があつたものとみなす。

**第六節 雇用継続給付**

**（高年齢雇用継続基本給付金）**

**第六十一条** 高年齢雇用継続基本給付金は、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者）が六十歳に達した日の属する月から六十五歳に達する日の属する月までの期間内にある月（その月の初日から月末まで引き続いて、被保険者が六十歳に達した日の属する月から六十五歳に達する日の属する月までの期間内にある月（その月の初日から月末まで引き続いて、被保険者が六十歳に達した月に限る。）をいう。

2 この条において「支給対象月」とは、被保険者が六十歳に達した日の属する月から六十五歳に達する日の属する月までの期間内にある月（その月の初日から月末まで引き続いて、被保険者が六十歳に達した月に限る。）をいう。

3 第一項の規定によりみなし賃金額を算定する場合における第十七条第四項の規定の適用について、同項中「前三項の規定」とあるのは、「第一項及び第二項の規定」とする。

4 第一項の規定によりみなし賃金額を算定することができるときは、厚生労働大臣が定めることにより算定した額をみなし賃金額とし、又は同項の規定により算定したみなし賃金額を用いて同項の規定を適用することが適当でないと認められるときは、厚生労働大臣が定めることにより算定した額をみなし賃金額とする。この場合において、第十七条第四項の規定は、この項の規定により算定したみなし賃金額について準用する。

5 高年齢雇用継続基本給付金の額は、一支給対象月について、次の各号に掲げる区分に応じ、各号（次条第三項において準用する場合を含む。）並びに同条第一項において同じ。が、当該被保険者を受給資格者と、当該被保険者が六十歳に達した日（当該被保険者が第一号に該当しなくなつたときは、同号に該当しなくなつた日）を受給資格の日とみなして第十七条（第三項を除く。）の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（以下この条において「みなし賃金日額」といふ。）に三十を乗じて得た額の百分の七十五に相当するときは、その定める額とする。

**第六十二条** 厚生労働大臣は、受給資格者（その受給資格に係る離職の日における第二十二条第三項の規定による算定基礎期間が五年以上あり、かつ、当該受給資格に基づく基本手当の支給を受けたことのある者に限る。）が六十歳に達した日以後安定した職業に就くことにより被保険者となつた場合において、当該被保険者に対し再就職後の支給対象月に支払われる賃金の額が、当該基本手当の日額の算定の基礎となつた賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の七十五に相当する額を下るに至ったとき、当該再就職後の支給対象月について支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 当該職業に就いた日（次項において「就職日」という。）の前日における支給残日数が百日未満であるとき。

二 当該再就職後の支給対象月に支払われた賃金の額が、支給限度額以上であるとき。

3 前項の「再就職後の支給対象月」とは、就職日の属する月から当該就職日の翌日から起算して二年（当該再就職日の前日における支給残日数が二百日未満である同項の被保険者については、一年）を経過する日の属する月（その月が同項の被保険者が六十五歳に達する日の属する

相当する額を下るに至った場合に、当該支給対象月について支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 当該被保険者を受給資格者と、当該被保険者が六十歳に達した日又は当該支給対象月に相当する額を下るに至った日（その日に相当する日がない月においては、その月の末日。）を第二十二条第一項第一号に規定する基準日とみなして第二十二条第三項及び第四項の規定を適用した場合に算定されることとなる期間に相当する期間が、五年に満たないとき。

二 当該支給対象月に支払われた賃金の額が、三十五万六千四百円（その額が第七項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下この款において「支給限度額」といふ。）以上であるとき。

3 第一項の規定によりみなし賃金額を算定する場合における第十七条第四項の規定の適用について、同項中「前三項の規定」とあるのは、「第一項及び第二項の規定」とする。

4 第一項の規定によりみなし賃金額を算定することができるときは、厚生労働大臣が定めることにより算定した額をみなし賃金額とし、又は同項の規定により算定したみなし賃金額を用いて同項の規定を適用することが適当でないと認められるときは、厚生労働大臣が定めることにより算定した額をみなし賃金額とする。この場合において、第十七条第四項の規定は、この項の規定により算定したみなし賃金額について準用する。

5 高年齢雇用継続基本給付金の額は、一支給対象月について、次の各号に掲げる区分に応じ、各号（次条第三項において準用する場合を含む。）並びに同条第一項において同じ。が、当該被保険者を受給資格者と、当該被保険者が六十歳に達した日（当該被保険者が第一号に該当しなくなつたときは、同号に該当しなくなつた日）を受給資格の日とみなして第十七条（第三項を除く。）の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（以下この条において「みなし賃金日額」といふ。）に三十を乗じて得た額とする。ただし、当該賃金の額が、みなし賃金日額に三百六十を乗じて得た額とする。ただし、当該賃金の額が、支給限度額以上であるとき。

6 第一項及び前項の規定にかかわらず、同項の規定により支給対象月における高年齢雇用継続基本給付金の額として算定された額が第十七条第四項第一号に掲げる額（その額が第八条の規定により変更されたときは、その変更された額）の百分の八十に相当する額を超えないときは、当該被保険対象月について、高年齢雇用継続基本給付金は、支給しない。

7 厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成二十七年四月一日から始まる年度（この項の規定により支給限度額が変更されたときは、直近の翌年度の八月一日以後の支給限度額を変更しなければならぬ）。





を受給資格者と、当該被保険者が当該出生時育児休業給付金の支給に係る出生時育児休業(同一の子について二回目の出生時育児休業をした場合にあつては、初回の出生時育児休業とする)を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額(次項において「休業開始時賃金日額」といふ)。)に第二項第一号に規定する合算して得た日数(その日数が二十八日を超えるときは、二十八日)。次項において「支給日数」という)を乗じて得た額の百分の六十七に相当する額(次項において「支給額」という)とする。この場合における同条の規定の適用については、同条第四項中「第二号に掲げる額」とあるのは、「第二号へ定める額」とする。

5 前項の規定にかかわらず、出生時育児休業をした被保険者に当該被保険者を雇用している事業主から当該出生時育児休業をした期間(第二項第二号に規定する合算して得た日数が二十八日を超えるときは、当該日数が二十八日に達する日までの期間に限る)に賃金が支払われた場合において、当該賃金の額に支給額を加えて得た額が休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の百分の八十に相当する額以上であるときは、休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の百分の八十に相当する額から当該賃金の額を減じて得た額を、出生時育児休業給付金の額とする。この場合において、当該賃金の額が休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の百分の八十に相当する額以上であるときは、第一項の規定にかかわらず、出生時育児休業給付金は、支給しない。

6 前項の規定は、出生時育児休業給付金について準用する。この場合において、同項中「第六十一条の七第九項」とあるのは、「第六十一条の八第六項において読み替えて準用する第六十一条の七第九項」と読み替えるものとする。

7 出生時育児休業給付金の支給を受けようとする被保険者が、既に同一の子について育児休業給付金の支給を受けていた場合における第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、第一項中「限る」とあるのは「限り、育児休業給付金の支給に係るもの」を除く」と、「当該出生時育児休業(当該子について二回目の出生時育児休業をした場合にあつては、初回の出

生時育児休業とする。以下この項及び第三項において同じ。)」とあるのは「当該子について当同一の子についてした初回の育児休業」と、「(当該被保険者がした初回の育児休業」と、「(当該出生時育児休業」とあるのは「(当該育児休業と、第三項中「出生時育児休業」とあるのは

「同一の子についてした初回の育児休業」と、「第四項中「当該出生時育児休業給付金の支給に係る出生時育児休業(同一の子について二回目以後の出生後休業をした場合にあつては、初回の出生後休業とする。以下この号及び第四項において同じ。)」を開始した日前二年間(当該出生後休業を開始した日前二年間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を二年に加算した期間(その期間が四年を超えるときは、四年間)に、みなし被保険者期間が通算して十二箇月以上であつたとき。

8 育児休業給付金の支給を受けようとする被保険者が、既に同一の子について出生時育児休業給付金の支給を受けている場合における前条第二項、第五項及び第六項の規定の適用については、同条第二項中「育児休業」とあるのは「育児休業(次条第一項に規定する出生時育児休業及び)と、同条第五項中「育児休業」とあるのは「、育児休業(次条第一項に規定する出生時育児休業を除く。)」と、同条第六項中「起算し当該育児休業給付金」とあるのは「起算し当該育児休業給付金(同一の子について当該被保険者が支給を受けていた次条第一項に規定する出生時育児休業給付金を含む。以下この項において同じ。)」とする。

9 第六十二条の九 偽りその他不正の行為により育児休業給付の支給を受け、又は受けようとした者は、当該給付の支給を受け、又は受けようとした日以後、育児休業給付を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、育児休業給付の全部又は一部を支給することができる。

10 第六十二条の十 出生後休業支援給付金は、被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、対象期間内にその子を養育するための休業(以下この節において「出生後休業」という。)を行

した場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するとときに、支給する。

一 当該出生後休業(当該出生後休業を五回以上取得することとして厚生労働省令で定める場合に該当しない場合における二回目以後の出生後

休業)として厚生労働省令で定める場合に該當することについてやむを得ない理由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該當するものを除く)をした場合における五回目以後の出生後休業

三 同一の子について当該被保険者がした出生後休業ごとに、当該出生後休業を開始した日から当該出生後休業を終了した日までの日数を合算して得た日数が二十八日に達した日後

の出生後休業

四 第一項第一号の「みなし被保険者期間」は、出生後休業を開始した日を被保険者でなくなつた日とみなして第十四条の規定を適用した場合に計算されることとなる被保険者期間に相当する期間とする。

5 労働基準法第六十五条第二項の規定による休業をした被保険者であつて、前項に規定するみなし被保険者期間が十二箇月に満たないものについての第一項(第一号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、同号中「当該出生後休業(当該子について二回以上の出生後休業をした場合は、初回の出生後休業とする。以下この号及び第四項において同じ。)とあるのは「特例基準日(当該子について労働基準法第六十五条第一項の規定による休業その他これに相当する休業をした場合にあつては、初回の出生後休業とする。以下この号及び第四項において同じ。)と、「出生後休業を開始した日」とあるのは「特例基準日」と、同項中「出生後休業を開始した日」とあるのは「特例基準日」とする。

6 出生後休業支援給付金の額は、出生後休業支援給付金の支給を受けることができる被保険者を受給資格者と、当該被保険者が当該出生後休業支援給付金の支給に係る出生後休業について二回以上の出生後休業をした場合にあつては、初回の出生後休業とする。以下この節において、当該被保険者が次の各号のいずれかに該当する出生後休業を受けたことがある場合において、当該被保険者が次回の前日を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条の規定を適用した場合に算定され

ることとなる賃金日額に相当する額に当該被保險者が対象期間内に出生後休業をした日数（その日数が二十八日を超えるときは、二十八日）を乗じて得た額の百分の十三に相当する額とする。この場合における同条の規定の適用については、同条第四項中「第二号に掲げる額」とあるのは、「第二号ハに定める額」とする。

7 第一項及び前項の「対象期間」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 被保險者がその子について労働基準法第六十五条第二項の規定による休業をしなかつたとき

二 被保險者がその子について労働基準法第六十五条第二項の規定による休業をしたとき

三 被保險者がその子について労働基準法第六十五条第二項の規定による休業をしたとき

四 労働基準法第六十五条第二項の規定による休業を開始した日を被保險者でなくなりた日の翌日までの期間

第五節 育児時短就業給付（育児時短就業給付金）

第六十一条の十一 育児時短就業給付金は、被保險者が、厚生労働省令で定めるところにより、その二歳に満たない子を養育するための所定労働時間を短縮することによる就業（以下この節において、「育児時短就業」という。）をした場合において、当該育児時短就業（当該子について、

て二回以上の育児時短就業をした場合にあつては、初回の育児時短就業とする。）を開始した日前二年間（当該育児時短就業（当該子について二回以上の育児時短就業をした場合にあつては、初回の育児時短就業とする。）を開始した日以前二年間に疾病、負傷その他厚生労働省令では、初回の育児時短就業とする。）を開始した日から二年間に算定する理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保險者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を二年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間）にみなし被保險者期間が通算して十二箇月以上であったとき、又は当該被保險者が育児時短就業に係る子について、育児休業給付金の支給を受けている場合であつて当該育児休業給付金に係る育児休業終了後引き続き育児時短就業（当該子について二回以上の育児時短就業とする。以下この項、第三項及び第六項において同じ。）をしたとき、若しくは出生時育児休業給付金の支給を受けていた場合であつて当該出生時育児休業給付金に係る出生時育児休業終了後引き続き育児時短就業をしたときに、支給対象月について支給する。

八 出産予定期間に当該子が出生したとき

九 当該出産予定期間から当該子が出生したとき

十 当該出生の日から当該出産予定期間から起算して十六週間を経過する日の翌日までの期間

十一 当該出産予定期間から当該子が出生したとき

十二 当該出産予定期間から当該子が出生したとき

十三 当該出生の日から当該出産予定期間から起算して十六週間を経過する日の翌日までの期間

（給付制限）

第六十一条の十一 第六十一条の九の規定は、出生後休業支援給付について準用する。この場合において、同条第二項中「係る育児休業を」とあるのは、「係る出生後休業（次条第一項に規定する出生後休業をいう。以下この項において同じ。）を」と、「新たに育児休業」とあるのは、「出生後休業」と読み替えるものとする。

4 労働基準法第六十五条第二項の規定による休業をした被保險者であつて、前項に規定するみなし被保險者期間が十二箇月に満たないものについての第一項及び前項の規定の適用については、第一項中「、当該育児時短就業（当該子について、二回以上の育児時短就業をした場合にあつては、初回の育児時短就業とする。）を開始した日」であるのは、「特例基準日（当該子に

5 この条において「支給対象月」とは、被保險者が育児時短就業を開始した日とあるのは、「特例基準日」とあるのは、「育児時短就業を開始した日」とある。

6 前項の規定にかかわらず、支給対象月に支払われた賃金の額が、厚生労働大臣が定めるところにより、労働者をその賃金の高低に従い区分し、その区分された階層のうち最も高い賃金の額に係る階層に属する労働者の賃金の額について、次に掲げる区分に応じ、当該支給対象月に支払われた賃金の額に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。ただし、その額に当該賃金の額を加えて得た額が支給限度額を超えるときは、支給限度額から当該賃金の額を減じて得た額とする。

7 一 当該賃金の額が、育児時短就業開始時賃金額（育児時短就業給付金の額は、一支給対象月について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該支給対象月に支払われた賃金の額に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。ただし、その額に当該賃金の額を加えて得た額が支給限度額を超えるときは、支給限度額から当該賃金の額を減じて得た額とする。

8 第一項及び第六項の規定にかかわらず、同項の規定により支給対象月における育児時短就業給付金の額として算定された額が第十七条第四項第一号に掲げる額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）の百分の八十に相当する額を超えないときは、当該支給対象月については、育児時短就業給付金は、支給しない。

9 一 厚生労働大臣は、年度の平均給与額が令和五年四月一日から始まる年度（この項の規定により支給限度額が変更されたときは、直近の当該支給限度額が変更されたときは、直近の当該支給限度額が変更された年度の前年度）の平均給与額を超えた場合は、支給限度額から当該賃金の額を減じて得た額とする。

二 当該賃金の額が、育児時短就業開始時賃金額（育児時短就業給付金の額は、一支給対象月について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該支給対象月に支払われた賃金の額に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。ただし、その額に当該賃金の額を加えて得た額が支給限度額を超えるときは、支給限度額から当該賃金の額を減じて得た額とする。

三 一 当該賃金の額が、育児時短就業給付金の額として算定される額（当該被保險者が、当該育児時短就業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条の規定を適用した場合に算定される額）と異なる賃金額に相当する額（当該被保險者が、当該育児時短就業に係る子について、育児休業給付金の支給を受けていた場合であつて当該育児時短就業終了後引き続き育児時短就業をしたときは第六十一条の八第四項に規定する休業開始時賃金日額とし、出生時育児休業給付金の支給を受けていた場合であつて当該出生時育児休業給付金に係る出生時育児休業終了後引き続き育児時短就業を開始した日を被保險者でなくなりた日の翌日までの期間）とみなして第十七条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金額を支給されることとなる被保險者期間に相当する期間とする。

四 労働基準法第六十五条第二項の規定による休業をした被保險者であつて、前項に規定するみなし被保險者期間が十二箇月に満たないものについての第一項及び前項の規定の適用については、第一項中「、当該育児時短就業（当該子について、二回以上の育児時短就業をした場合にあつては、初回の育児時短就業とする。）を開始した日」であるのは、「特例基準日（当該子に

5 この条において「支給対象月」とは、被保險者が育児時短就業を開始した日の属する月から当該育児時短就業を終了した日の属する月までの期間内にある月（その月の初日から末日まで引きついで、被保險者であり、かつ、介護休業給付金又は育児休業給付金、出生時育児休業給付金若しくは出生後休業支援給付金の支給を受けることができる休業をしなかつた月に限る。）をいう。

6 育児時短就業給付金の額は、一支給対象月について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該支給対象月に支払われた賃金の額に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。ただし、その額に当該賃金の額を加えて得た額が支給限度額を超えるときは、支給限度額から当該賃金の額を減じて得た額とする。

7 第一項及び第六項の規定にかかわらず、同項の規定により支給対象月における育児時短就業給付金の額として算定された額が第十七条第四項第一号に掲げる額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）の百分の八十に相当する額を超えないときは、当該支給対象月については、育児時短就業給付金は、支給しない。

8 第一項及び第六項の規定にかかわらず、同項の規定により支給対象月における育児時短就業給付金の額として算定された額が第十七条第四項第一号に掲げる額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）の百分の八十に相当する額を超えないときは、当該支給対象月については、育児時短就業給付金は、支給しない。

9 一 厚生労働大臣は、年度の平均給与額が令和五年四月一日から始まる年度（この項の規定により支給限度額が変更されたときは、直近の当該支給限度額が変更された年度の前年度）の平均給与額を超えた場合は、支給限度額から当該賃金の額を減じて得た額とする。

二 当該賃金の額が、育児時短就業給付金の額として算定される額（当該被保險者が、当該育児時短就業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条の規定を適用した場合に算定される額）と異なる賃金額に相当する額（当該被保險者が、当該育児時短就業に係る子について、育児休業給付金の支給を受けていた場合であつて当該育児時短就業終了後引き続き育児時短就業をしたときは第六十一条の八第四項に規定する休業開始時賃金日額とする。）を減じて得た額とする。

三 一 当該賃金の額が、育児時短就業給付金の額として算定される額（当該被保險者が、当該育児時短就業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条の規定を適用した場合に算定される額）と異なる賃金額に相当する額（当該被保險者が、当該育児時短就業に係る子について、育児休業給付金の支給を受けていた場合であつて当該育児時短就業終了後引き続き育児時短就業をしたときは第六十一条の八第四項に規定する休業開始時賃金日額とする。）を減じて得た額とする。

四 労働基準法第六十五条第二項の規定による休業をした被保險者であつて、前項に規定するみなし被保險者期間が十二箇月に満たないものについての第一項及び前項の規定の適用については、第一項中「、当該育児時短就業（当該子について、二回以上の育児時短就業をした場合にあつては、初回の育児時短就業とする。）を開始した日」であるのは、「特例基準日（当該子に

に」とあるのは、「育児時短就業に」と読み替えるものとする。

#### 第四章 雇用安定事業等

(雇用安定事業) 政府は、被保険者、被保険者であつた者及び被保険者になろうとする者(以下この章において「被保険者等」という。)に關し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図るため、雇用安定事業として、次の事業を行うことができる。

一 景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、労働者を休業させる事業主の他、雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主として、次の事業を行うことができる。

二 離職を余儀なくされる労働者に対して、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第二条成及び援助を行うこと。

三 定年引上げ、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第九条に規定する継続雇用制度の導入、同法第十条の二第四項に規定する高年齢者就業確保措置の実施等により高年齢者の雇用を延長し、又は同法第二条第二項に規定する高年齢者等(以下この号において単に「高年齢者等」という。)に対し再就職の援助を行い、若しくは高年齢者等を雇い入れる事業主その他高年齢者等の雇用の安定を得た同項に規定する高年齢者等の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

四 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十四条第一項の同意が得られたときは、その変更後のもの。次条第一項第八号において「同意地域高年齢者就業機会確保計画」といふ。に係る同法第三十四条第二項第三号に規定する事業のうち雇用の安定に係るものを行ふこと。

五 雇用機会を増大させる必要がある地域への事業所の移転により新たに労働者を雇い入れる事業主、季節的に失業する者が多数居住する行うこと。

る地域においてこれらの者を年間を通じて雇用する事業主その他雇用に関する状況を改善する必要がある地域における労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対する助成及び援助を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、障害者その他の労働者が特に困難な者の雇入れの促進、雇用に関する状況が全国的に悪化した場合における労働者の雇入れの促進その他被保険者等の雇用の安定を図るために必要な事業であつて、就職が特に困難な者の雇入れの促進、雇用にかかる費用の支拂いの助成を行うこと。

七 前項各号に掲げる事業の実施に関する必要な基準は、厚生労働省令で定める。

八 政府は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法(平成十四年法律第百六十五号)及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の一部を独立行政法人厚生労働省令で定めるものを行ふこと。

九 前項各号に掲げる事業の実施に関する必要な基準は、厚生労働省令で定める。

し、又は運営する都道府県に對して、これらに要する経費の全部又は一部の補助を行うこと。

三 求職者及び退職を予定する者に對して、再就職を容易にするために必要な知識及び技能を習得させるための講習(第五号において「職業講習」という。)並びに作業環境に適応させるための訓練を実施すること。

四 職業能力開発促進法第十条の四第二項に規定する有給教育訓練休暇を与える事業主に對して、必要な助成及び援助を行うこと。

五 職業訓練(公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の行うものに限る。)又は職業講習を受ける労働者に對して、当該職業訓練又は職業講習を受けることを容易にし、又は促進するために必要な交付金を支給すること及びその雇用する労働者に職業能力開発促進法第十一條に規定する計画に基づく職業訓練、認定職業訓練その他の職業訓練を受けさせること。

六 職業能力開発促進法第十条の三第一項第一号の規定によりキャリアコンサルティング(同法第二条第五項に規定するキャリアコンサルティングをいう。以下この号において同じ。)の機会を確保する事業主に對して必要な助成を行うこと及び労働者に對してキャリアコンサルティングの機会の確保を行うこと。

七 技能検定の実施に要する経費を負担することと、技能検定を行う法人その他の団体に對して、技能検定を促進するために必要な助成を行うこと及び技能検定を促進するために必要な助成を行う都道府県に對して、これに要する経費の全部又は一部の補助を行うこと。

八 同意地域高年齢者就業機会確保計画に係る高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十四条第二項第三号に規定する事業のうち労働者の能力の開発及び向上に係るものを行ふこと。

九 前各号に掲げるもののほか、労働者の能力の開発及び向上のために必要な事業であつて、厚生労働省令で定めるものを行ふこと。

五条の七第一項ただし書に規定する職業訓練を行うこと及び公共職業能力開発施設を設置する者のための宿泊施設を含む)を設置し、

府県に對する経費の補助に係るものにあつては政令で、その他の事業に係るものにあつては厚生労働省令で定める。

六 政府は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法及びこれに基づく命令で定めるとこにより、第一項各号に掲げる事業の一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に對して、必要な助成を行うこと。

七 政府は、被保険者があつた者及び被保険者になろうとする者の就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、能力開発事業と職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に關する法律第四条第二項に規定する認定職業訓練を行う者に對して、同法第五条の規定による助成を行うこと及び同法第二条に規定する特定求職者に對して、同法第七条第一項の職業訓練受講給付金を支給することができること。

八 政府は、被保険者等の職業の安定を図るため、労働生産性の向上に資するものとなるよう留意しつつ、行われるものとする。

九 前各号に掲げる区分によつて、求職者給付(高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。)及び雇用継続給付(介護休業給付金に限る。第三号において同じ。)、育児休業給付並びに第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給に要する費用の一部を負担することができる。

十 日雇労働求職者給付金以外の求職者給付について、次の一イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める割合。

イ 每会計年度の前々会計年度における労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況及び求職者給付の支給を受けた受給資格者の数の状況が、当該会計年度における求職者給付の支給に支障が生じるおそれがあるものと見て政令で定める基準に該当する場合 当

前項各号に掲げる事業の実施に關して必要な基準については、同項第二号の規定による都道

3 2 1 第六十三条 政府は、被保険者等に關し、職業生活の全期間を通じて、これらの者の能力を開発し、及び向上させることを促進するため、能力開発事業として、次の事業を行うことができる。

(能力開発事業)  
一 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六号)第十三条规定する事業主等及び職業訓練の推進のための活動を行う者に對して、同法第十一條に規定する計画に基づく職業訓練、同法第二十四条第三項(同法第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する認定職業訓練(第五号において「認定職業訓練」という。)その他当該職業訓練を推進のための活動を行う者に對して、同法第十一條に規定する計画に基づく職業訓練、同法第二十四条第三項(同法第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する認定職業訓練(第五号において「認定職業訓練」という。)その他当該職業訓練を振興するために必要な助成及び援助を行ふこと。

二 公共職業能力開発施設(公共職業能力開発施設の行う職業訓練を受ける者のための宿泊施設を含む。以下この号において同じ。)又は職業能力開発総合大学校(職業能力開発総合大学校の行う指導員訓練又は職業訓練を受ける者のための宿泊施設を含む)を設置し、

(国庫の負担)  
第六十六条 国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付(高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。)及び雇用継続給付(介護休業給付金に限る。第三号において同じ。)、育児休業給付並びに第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給に要する費用の一部を負担する。

イ 每会計年度の前々会計年度における労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況及び求職者給付の支給を受けた受給資格者の数の状況が、当該会計年度における求職者給付の支給に支障が生じるおそれがあるものと見て政令で定める基準に該当する場合 当

該日雇労働求職者給付金以外の求職者給付に要する費用の四分の一  
一 日雇労働求職者給付金については、次のイ又はロに掲げる場合以外の場合当該日雇労働求職者給付金以外の求職者給付に要する費用の四十分の一  
二 イに掲げる場合は、當該日雇労働求職者給付金に要する費用の四分の一  
又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める割合  
イ 前号イに掲げる場合は、當該日雇労働求職者給付金に要する費用の三分の一  
又はロに掲げる場合は、當該育児休業給付に要する費用の三十分の一  
ロ 前号ロに掲げる場合は、當該育児休業給付に要する費用の三十分の一  
四 育児休業給付については、當該育児休業給付に要する費用の八分の一  
五 第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給については、當該職業訓練受講給付金に要する費用の八分の一  
六 第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給については、國庫は、毎会計年度における負担額を負担する(会計年度を除く)。において、支給した当該職業訓練受講給付金に要する費用の三分の一に相当する額が前項第一号に規定する日雇労働求職者給付金以外の求職者給付については、國庫は、毎会計年度(国庫が第一項第二号ロの規定によって第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合には、同項第二号の規定にかかるわらず、當該規定期限の三倍の三分の一に相当する額を減じた額(その額が当該会計年度において支給した日雇労働求職者給付金の総額の四分の一に相当する額を下回る場合には、その四分の一に相当する額)を負担する。  
三 第六条第一項第一号イに掲げる額を合計した額  
四 徵収法の規定により徴収した印紙保険料の額に相当する額に相当する額に前項第一号に掲げる額を減じた額とする。  
五 国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年一度、予算の範囲内において、第六十四条に規定する事業(第六十八条第二項において「就職支援事業」という。)に要する費用(第一項第五号に規定する費用を除く)及び雇用保険事業(出生後休業支援給付及び育児時短就業給付による事業を除く。第六十八条第一項においては、前条第一項第一号の規定にかかるわらず、國庫は、次に掲げる区分によつて、広域延長給付を受ける者に係る求職者給付に要する費用の一部を負担する。この場合において、同条第二項中「支給した當該求職者給付の総額」  
二 徵収法の規定により徴収した印紙保険料の額に相当する額に厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める率を乗じて得た額  
三 一般保険料徴収額から前号に掲げる額を減じた額に徴収法第十二条第四項第二号に規定

する育児休業給付費充當徴収保険率を雇用保険率で除して得た率(次項及び第六十八条第二項において「育児休業給付率」という。)を乗じて得た額  
四 一般保険料徴収額から第二号に掲げる額を減じた額に徴収法第十二条第四項第三号に規定する二事業費充当徴収保険率を雇用保険率を乗じて得た率(次項及び第六十八条第二項において「二事業率」という。)を乗じて得た額  
五 日雇労働求職者給付金については、國庫は、毎会計年度(国庫が第一項第二号ロの規定により負担する額を負担する会計年度を除く)において、支給した日雇労働求職者給付金の総額の四分の一に相当する額を減じた額(その額が当該会計年度において支給した日雇労働求職者給付金の総額の四分の一に相当する額を下回る場合には、その四分の一に相当する額)を負担する。  
六 第六十八条第二項第一号イに掲げる額に相当する額に前項第一号に掲げる額を減じた額とする。  
七 徼収法の規定により徴収した印紙保険料の額に相当する額に前項第二号に掲げる額を減じた額とする。  
八 第六十八条第二項第一号ロに掲げる額に相当する額に前項第一号に掲げる額を減じた額とする。

**第六十七条** 第二十五条第一項の措置が決定された場合には、前条第一項第一号の規定にかかるわらず、國庫は、次に掲げる区分によつて、広域延長給付を受ける者に係る求職者給付に要する費用の一部を負担する。この場合において、同条第二項中「支給した當該求職者給付の総額」とあるのは、「支給した當該求職者給付の総額か

一 次に掲げる額に相当する額に前条第一項第一号に掲げる額を減じた額とする。  
二 次に掲げる額に相当する額に前条第一項第一号に掲げる額を減じた額とする。

**第六十八条** 雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。  
一 次に掲げる額に相当する額に前条第一項第一号に掲げる額を減じた額とする。  
二 次に掲げる額に相当する額に前条第一項第一号に掲げる額を減じた額とする。

**第六十九条** 第九条の規定による確認に関する処分が確定したときは、当該処分についての不服を当該処分に基づく失業等給付等に関する処分についての不服の理由とすることができる。  
二 第一項の審査請求及び再審査請求は、時効の完成猶予及び更新に関しては、裁判上の請求とすることができる。  
三 第一項の審査請求及び再審査請求は、時効の完成猶予及び更新に関しては、裁判上の請求とすることができる。

**第七十条** 第九条の規定による確認に関する処分が確定したときは、当該処分についての不服を当該処分に基づく失業等給付等に関する処分についての不服の理由とすることができる。

**第七十一条** 第六十九条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する雇用保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することができない。  
二 第一項の審査請求及び再審査請求は、時効の完成猶予及び更新に関しては、裁判上の請求とすることができる。

**第七十二条** 厚生労働大臣は、第二十四条の二第一項第二号、第二十五条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の基準を政令で定めようとするとき、第十三条第一項、第二十条第一項若しくは第二項、第二十二条第二項、第三十七条の三第一項、第三十九条第一項、第六十一条の四第一項、第六十二条の七第一項(同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む)、第六十一一条の八第一項、第六十二条の十第一項第一号(同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む)若しくは第六十二条の十二第一項(同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む)の理由、第十三条第三項、第二十条の二若しくは第二十四条の二第一項の者、第十八条第三項の算定方法、第二十条の二の事業、第二十四条の二第一項若し

える場合には、「一般的保険料の額から広域延長給付を受ける者に係る求職者給付の額の三分の二に相当する額を控除した額を超える場合には」とする。  
二 前条第一項第一号ロに掲げる場合広域延長給付を受ける者に係る求職者給付に要する費用の三分の一に相当する額を控除した額を超過する場合には、「勞働保険審査会に對して再審査請求をすることができる」ことである。者は、雇用保険審査官に對して審査請求をし、その決定に不服のある者は、勞働保険審査会に對して再審査請求をすることができる。  
三 前項の審査請求をしている者は、審査請求をして日から起算して三箇月を経過しても未だ終了しない場合は、雇用保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる。  
四 第一項の審査請求及び再審査請求は、時効の完成猶予及び更新に関しては、裁判上の請求とすることができる。  
五 第一項の審査請求及び再審査請求は、時効の完成猶予及び更新に関しては、裁判上の請求とすることができる。  
六 第一項の審査請求及び再審査請求は、時効の完成猶予及び更新に関しては、裁判上の請求とすることができる。

**第六十八条** 第二十五条第一項の措置が決定された場合には、前条第一項第一号の規定にかかるわらず、國庫は、次に掲げる区分によつて、広域延長給付を受ける者に係る求職者給付に要する費用の一部を負担する。この場合において、同条第二項中「支給した當該求職者給付の総額」とあるのは、「支給した當該求職者給付の総額か

一 次に掲げる額に相当する額に前条第一項第一号に掲げる額を減じた額とする。  
二 次に掲げる額に相当する額に前条第一項第一号に掲げる額を減じた額とする。

**第六十九条** 第九条の規定による確認に関する処分が確定したときは、当該処分についての不服を当該処分に基づく失業等給付等に関する処分についての不服の理由とすることができる。  
二 第一項の審査請求及び再審査請求は、時効の完成猶予及び更新に関しては、裁判上の請求とすることができる。

**第七十条** 第九条の規定による確認に関する処分が確定したときは、当該処分についての不服を当該処分に基づく失業等給付等に関する処分についての不服の理由とすることができる。

**第七十一条** 第六十九条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する雇用保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することができない。  
二 第一項の審査請求及び再審査請求は、時効の完成猶予及び更新に関しては、裁判上の請求とすることができる。

**第七十二条** 厚生労働大臣は、第二十四条の二第一項第二号、第二十五条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の基準を政令で定めようとするとき、第十三条第一項、第二十条第一項若しくは第二項、第二十二条第二項、第三十七条の三第一項、第三十九条第一項、第六十一条の四第一項、第六十二条の七第一項(同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む)、第六十一一条の八第一項、第六十二条の十第一項第一号(同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む)若しくは第六十二条の十二第一項(同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む)の理由、第十三条第三項、第二十条の二若しくは第二十四条の二第一項の者、第十八条第三項の算定方法、第二十条の二の事業、第二十四条の二第一項若し

くは第五十六条の三第一項の基準、第二十四条の二第一項第三号の災害、第三十七条の五第一項第三号の時間数、第五十六条の三第一項第二号の就職が困難な者、第六十一条の七第二項若しくは第六十二条の十第三項第二号の場合又は第六十二条の七第四項の規定により読み替えて適用する同条第一項、第六十二条の十第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項第一号若しくは第六十二条の十二第四項の規定により読み替えて適用する同条第一項の日を厚生労働省令で定めようとするとき、第十条の四第一項、第二十五条第三項、第二十六条第二項、第二十九条第二項、第三十二条第三項（第三十七条の四第六項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）第三十三条第二項（第三十七条の四第六項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第五十二条第二項（第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の基準又は第三十八条第一項第二号の時間数を定めようとするとき、その他の法律の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聽かなければならぬ。

2 労働政策審議会は、厚生労働大臣の諮問に応ずるほか、必要に応じ、雇用保険事業の運営に關し、関係行政府に建議し、又はその報告を求めることができる。

**第七十三条** 事業主は、労働者が第八条の規定による確認の請求又は第三十七条の五第一項の規定による申出をしたことを理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。（不利益取扱いの禁止）

**第七十四条** 失業等給付等の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び第十条の四第一項又は第二項の規定（これらの規定を第六十二条の六第五項において準用する場合を含む。）により納付をすべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、これらを行使することができる時から二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 年度の平均給与額が修正されたことにより、厚生労働大臣が第十八条第四項に規定する自動変更対象額、第十九条第一項第一号に規定する控除額又は第六十二条第一項第二号若しくは第六十二条の十二第二項に規定する支給限度額をたときは、当該事業主又は労働保険事務組合

が再び算定された失業等給付等があるときは、当該失業等給付等に係る第十条の三（第六十二条の六第五項において準用する場合を含む。）の規定による未支給の失業等給付等の支給を受ける権利については、会計法（昭和二十一年法律第三十五号）第三十二条第一項の規定を適用しない。

**第七十五条** 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長又は総合区長とする。）は、行政又は求職者給付若しくは就職促進給付の支給を受ける者に対して、当該市（特別区を含む。）町村の条例の定めるところにより、求職者給付又は就職促進給付の支給を受ける者の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。（報告等）

**第七十六条** 行政府は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者若しくは受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者若しくは日雇受給資格者（以下「受給資格者等」という。）若しくは教育訓練給付対象者を雇用し、若しくは雇用していたと認められる事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体に対し、この法律の施行に関する必要な報告、文書の提出又は出頭を請求するときは、公的機関又は私的団体は、できるだけその求めに応じなければならない。

**第七十七条** 行政府は、関係行政機関又は公私の団体に對して、この法律の施行に關して必要な資料の提供その他の協力を求めることがある。

**第七十八条** 行政府は、求職者給付の支給を行つたため必要があると認めるときは、第十五条第四項第一号の規定により同条第二項に規定する失業の認定を受け、若しくは受けようとする者、第二十条第一項の規定による申出をした者又は傷病手当の支給を受け、若しくは受けようとする者に対して、その指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。（立入検査）

**第七十九条** 行政府は、この法律の施行のため必要なと認めるときは、当該職員に、被保険者、受給資格者等若しくは教育訓練給付対象者を雇用し、若しくは教育訓練給付対象者を雇用していたと認められる事業主の事業所又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体の事務所に立ち入り、関係者に對して質問させ、又は帳簿書類の作成又は保存に代えて電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされてい場合における当該電磁的記録を含む。）の検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

**第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪の検査のために認められたものと解釈してはならない。**

**第七十九条の二** 船員である者が失業した場合に關しては、第十条の四第二項中「又は業として」とあるのは「若しくは業として」と、「除く。」とあるのは「除く。」又は船員職業安定法第六条第四項に規定する無料船員職業紹介事業者若しくは業として同条第五項に規定する職業指導（船員の職業に就こうとする者の適性、職業経験その他の実情に応じて行うものに限る。）を行う者（地方運輸局（運輸監理部、運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。第十五条第五項において同じ。）及び船員雇用促進センター（船員の雇用の促進に関する特別措置法第七条第二項に規定する船員雇用促進センターをいう。以下同じ。）を除く。）と、第十五条第二項から第四項まで、第十九条第三項、第二十条第一項及び第二項、第二十一条の二、第二十二条、第二十四条の二第一項及び第二項、第二十九条第二項、第三十条、第三十一条第二項、第三十二条第二項及び第三項、第三十三条第一項及び第二項、第三十六条第一項及び第二項、第三十七

条第一項、第二十九条の二第一項及び第二項、第三十二条、第三十三条第一項及び第二項、第三十四条第一項、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項及び第二項、第三十九条第二項、第四十条第三項及び第四項、第四十一

条第一項、第四十七条第二項、第五十二条第一項、第五十三条第一項及び第二項、第五十四条第一項、第五十五条第一項及び第二項、第五十六条第一項及び第三



る。)である者及び第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に限る。)であつて、厚生労働省令で定める基準に照らして雇用機会が不足していると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住し、かつ、公共職業安定所長が第二十四条の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するため必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの(個別延長給付を受けることができる者を除く)については、第三項の規定による期間内の失業している日(失業していることについての認定を受けた日に限る。)について、所定給付日数(当該受給資格者が第二十条第一項及び第二項の規定による期間内に基本手当の支給を受けた日数が所定給付日数に満たない場合には、その支給を受けた日数。次項において同じ。)を超えて、基本手当を支給することができる。

前項において、所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、六十日(所定給付日数が第二十三条第一項第二号イ又は第三号イに該当する受給資格者にあつては、三十日)を限度とするものとする。

第二項の規定による基本手当の支給を受ける受給資格者の受給期間は、第二十条第一項及び第二項の規定にかかるらず、これらの規定による期間に前項に規定する日数を加えた期間とする。

#### 4 第一項の規定の適用がある場合における第二

十八条、第二十九条、第三十一条、第三十三

条、第七十二条第一項及び第七十九条の二の規定の適用については、第二十八条第一項中「個別延長給付」とあるのは「個別延長給付又は附則第五条第一項による基本手当の支給」

(以下「地域延長給付」という。)をと、「個別延長給付が」とあるのは「個別延長給付又は別延長給付が」とあるのは「個別延長給付又は地域延長給付が」と、同条第二項中「個別延長給付」と、「個別延長給付又は地域延長給付」とあるのは「個別延長給付又は広域延長給付」

とあるのは「個別延長給付、地域延長給付又は広域延長給付」と、「個別延長給付が行われること」とあるのは「個別延長給付又は地域延長給付が行われること」と、「個別延長給付が行われること」と、「個別延長給付が行われる間」とあるのは「個別延長給付又は地域延長給付が行われる間」と、第二十九条第一項及び第三十二条第一項中「又は全国延長給付」とあるのは「、全国延長給付又は地域延長給付」と、第三十三条第五項中「広域延長給付」

とあるのは「地域延長給付、広域延長給付」と、第七十二条第一項中「若しくは第二十四条の二第一項」とあるのは「、第二十四条の二第一項若しくは附則第五条第一項」とあるのは「、第五十六条の三第一項」とあるのは「、第五十六条の三第一項若しくは附則第五条第一項」と、第七十九条の二中「並びに第五十九条第一項」とあるのは「、第五十九条第一項並びに附則第五条第一項」とする。

第六条 石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十二年法律第十六号)附則第四条の規定によりその効力を有するものとされる旧炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法(昭和三十四年法律第百九十九号)第三条の規定により厚生労働大臣が他の地域において職業に就くことを促進するための措置として職業紹介活動を行わせた場合に、第二十五条の規定の適用については、厚生労働大臣が同条第一項に規定する広域職業紹介活動を行わせたものとみなす。

第七条 削除(特例一時金に関する暫定措置)

第八条 第四十条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「三十日」とあるのは、「四十日」とする。

#### 第九条 削除(就業促進手当の支給を受けた場合の特例に関する暫定措置)

第十条 第五十七条第一項第一号に規定する再離職の日が平成二十一年三月三十一日から令和九年三月三十一日までの間である受給資格者に係る同条の規定の適用については、同条第二項中「いずれか」とあるのは、「いずれか又は再離職」とする。

前項の規定の適用がある場合における第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「若しくは第二十四条の二第一項」とあるのは「、第二十四条の二第一項若しくは附則第五条第一項」とあるのは「前条第一項及び附則第十二条第一項」とあるのは「前条第一項及び附則第十二条第一項」と、第七十二条第一項中「若しくは第二十四条の二第一項」とあるのは「、第二十四条の二第一項若しくは附則第十二条第一項」とあるのは「前条第一項」とする。

第二項の規定の適用がある場合における第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「若しくは第二十四条の二第一項」とあるのは「、第二十四条の二第一項若しくは附則第五条第一項」とあるのは「前条第一項」とする。

第二項の規定の適用がある場合における第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「若しくは第二十四条の二第一項」とあるのは「、第二十四条の二第一項若しくは附則第五条第一項」とあるのは「前条第一項」とする。

第一項の規定により読み替えて適用する第五

十から百分の五十までの範囲で、賃金日額の通増に応じ、遞減するように厚生労働省令で定める率)を乗じて得た金額に百分の六十を乗じて得た額とする。

第四条 基本手当が支給される期間及び第二十二条第一項(附則第五条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む)、第三十二条第一項若しくは第二項又は第三十三条第一項の規定により基本手当を支給しないこととする期間については、教育訓練支援給付金は、支給しない。

#### 第十一条の二 教育訓練支援給付金は、教育訓練

給付対象者(前条に規定する者のうち、第六十条の二第一項第二号に該当する者であつて、厚生労働省令で定めるものに限る。)であつて、厚生労働省令で定めるところにより、令和九年三月三十一日以前に同項に規定する教育訓練であつて厚生労働省令で定めるものを開始したも

の(当該教育訓練を開始した日における年齢が四十五歳未満であるものに限る。)が、当該教育訓練を受けている日(当該教育訓練に係る指定教育訓練実施者によりその旨の証明がされた日に限る。)のうち失業している日(失業していることについての認定を受けた日に限る。)について支給する。この場合における第十条第五項、第六十条の三及び第七十二条第一項の規定の適用については、厚生労働大臣が同条第五項中「教育訓練給付金」とあるのは「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金」と、第六十条の三第一項中「より教育訓練給付金」とあるのは「により教育訓練給付金又は教育訓練支援給付金」と、「教育訓練給付金」とあるのは「教育訓練支援給付金」と、第六十条の三第一項中「より教育訓練給付金」とあるのは「により教育訓練給付金又は教育訓練支援給付金」と、同条第三項中「教育訓練給付金」とあるのは「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金」と、同条第二項中「により教育訓練給付金」とあるのは「により教育訓練給付金又は教育訓練支援給付金」と、同条第三項中「教育訓練給付金」とあるのは「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金」と、同条第二項中「教育訓練給付金」とあるのは「前条第一項及び附則第十二条第一項」とあるのは「前条第一項及び附則第十二条第一項」と、第七十二条第一項中「若しくは第二十四条の二第一項」とあるのは「、第二十四条の二第一項若しくは附則第十二条第一項」とあるのは「前条第一項」とする。

第二十二条第一項(教育訓練給付金に関する暫定措置)

第十二条 教育訓練給付対象者であつて、第六十条の二第一項第一号に規定する基準日前に教育

訓練給付金の支給を受けたことがないものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「三年」とあるのは、「二年」とする。

第五条 第二十二条第一項(教育訓練支援給付金)

第十三条 国庫は、第六十六条第一項(同項第三号及び第五号に規定する費用に係る部分に限る。以下この項において同じ。)の規定による国庫の負担については、当分の間、同項の規定にかかるらず、同項の規定による国庫の負担額にかかるらず、同項の規定による国庫の負担額の百分の五十五に相当する額を負担する。

前項の規定の適用がある場合における第六十条第五項の規定の適用については、同項中「前各項」とあるのは、「前各項(第一項第三号及び第五号を除く。)及び附則第十三条第一項」とする。

教育訓練支援給付金の額は、第十七条に規定する賃金日額(以下この項において単に「賃金日額」という。)に百分の五十(二千四百六十円以上四千九百二十円未満の賃金日額(その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額)については百分の八十、四千九百二十円以上一万二千九百円以下の賃金日額(その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額)については百分の八)に規定する費用に係る部分に限る。)の規定及び前条(同号に規定する費用に係る部分に限る。)の規定にかかるらず、国庫は、同項(同

号に規定する費用に係る部分に限る。)の規定による国庫の負担額の百分の十に相当する額を負担する。

2 前項の規定の適用がある場合における第六十二条第五項の規定の適用については、前条第二項の規定にかかるわらず、第六十六条第五項中「前各項」とあるのは、「前各項(第一項第三号及び第五号を除く。)並びに附則第十三条第一項(同号に規定する費用に係る部分に限る。)及び第十四条第一項」とする。

第十五条 雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、令和九年四月一日以降できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で附則第十三条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。

(出生後休業支援給付及び育児時短就業給付に要する費用等の財源の特例)

第十六条 令和七年度における第六十八条の二の規定の適用については、同条中「第七十七条の三第一項の規定により政府が徴収する子ども・子育て支援納付金」とあるのは、「第七十一条の二十六第二項に規定する子ども・子育て支援特例公債の発行収入金」とする。

2 令和八年度から令和十年度までの間ににおける第六十八条の二の規定の適用については、同条中「子ども・子育て支援納付金」とあるのは、「子ども・子育て支援納付金及び同法第七十二条の二十六第二項に規定する子ども・子育て支援特例公債の発行収入金」とする。

**附 則 (昭和五一年五月二一七日法律第四号抄)**

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和五十三年十月一日から施行する。

**附 則 (昭和五四年六月八日法律第四〇号抄)**

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和五十三年十月一日から施行する。

**附 則 (昭和五六年四月二五日法律第二七号抄)**

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則 (昭和五三年五月八日法律第四〇号抄)**

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和五十三年十月一日から施行する。

〔千分の十一・五から千分の十五・五まで〕に改める部分及び「千分の十三から千分の十七まで」を「千分の十三・五から千分の十七・五まで」に改める法律(昭和五十一年法律第三十三号)附則第四条から第六条までの改正規定は、昭和五十三年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (昭和五三年五月八日法律第四〇号抄)**

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和五十三年十月一日から施行する。

**附 則 (昭和五四年六月八日法律第四〇号抄)**

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和五十三年十月一日から施行する。

**附 則 (昭和五六年四月二五日法律第二七号抄)**

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則 (昭和五三年五月八日法律第四〇号抄)**

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和五十三年十月一日から施行する。

〔千分の十一・五から千分の十五・五まで〕に改める部分及び「千分の十三から千分の十七まで」を「千分の十三・五から千分の十七・五まで」に改める法律(昭和五十一年法律第三十三号)附則第四条から第六条までの改正規定は、昭和五十三年四月一日から施行する。

〔雇用保険の適用除外等に関する経過措置〕

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に雇用保険の被保険者となり、かつ、その被保険者となつた日における年齢が六十五歳以上である者であつて、引き続き施行日まで同一の事業主の雇用保険の適用事業に雇用されているものについては、第一条の規定による改正後の雇用保険法(以下「新雇用保険法」という。)第六条第一号の規定は、施行日以降引き続き該適用事業に雇用されている間は、適用しない。

2 前項の規定により新雇用保険法第六条第一号の規定を適用しないこととされた雇用保険の被保険者のうち、施行日に雇用保険法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者又は同法第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者(以下この項において「短期雇用特例被保険者等」という。)に該当する者以外の者(以下この項において「一般被保険者」という。)については施行日に、施行日に短期雇用特例被保険者等に該当し、かつ、施行日後前項に規定する期間内に一般被保険者となつた者についても当該各号に定める日から施行する。

〔基本手当等の給付制限に関する経過措置〕

第三条 施行日前の離職に係る雇用保険法第三条第一項(同法第四十条第三項において準用する場合を含む。)の規定による給付制限は、なお從前の例による。

〔傷病手当の日額に関する経過措置〕

第六条 旧受給資格者に係る傷病手当の日額については、新雇用保険法第三十七条第三項の規定にかかるわらず、附則第三条第一項の規定による基本手当の日額に相当する額とする。

〔特例一時金の額に関する経過措置〕

第七条 特例受給資格に係る離職の日が施行日前である特例受給資格者(以下「旧特例受給資格者」という。)に係る特例一時金の額にかかるわらず、附則第三条第一項の規定による新雇用保険法第四十条第一項の規定の適用については、同項中「第十五条第一項に規定する受給資格者」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第五十四号)附則第三条第一項に規定する旧受給資格者」として、「第十六条から第十八条まで」とあるのは「同項」とする。

〔日雇労働求職者給付金の日額に関する経過措置〕

第八条 昭和五十九年九月一日前日の日雇労働求職者給付金の日額にかかるわらず、附則第三条第一項の規定による新雇用保険法第四十条第一項の規定の適用については、同項中「第十五条第一項に規定する受給資格者」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第五十四号)附則第三条第一項に規定する旧受給資格者」として、「第十六条から第十八条まで」とあるのは「同項」とする。

〔日雇労働求職者給付金の日額に関する経過措置〕

第八条 昭和五十九年九月一日前日の日雇労働求職者給付金の日額にかかるわらず、附則第三条第一項の規定による新雇用保険法第四十条第一項の規定の適用については、同項中「第十五条第一項に規定する受給資格者」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第五十四号)附則第三条第一項に規定する旧受給資格者」として、「第十六条から第十八条まで」とあるのは「同項」とする。

〔新雇用保険法第十六条の規定による基本手当の額表の制定〕

第二条 新雇用保険法第十九条第一項(新雇用保険法第三十七条第九項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に行われる失業の認定に係る期間について適用する。

〔基本手当の支給の期間及び日数並びに所定給付日数に関する経過措置〕

第四条 旧受給資格者に係る雇用保険法第二十条の規定による期間及び日数並びに所定給付日数について、なお從前の例による。

2 新雇用保険法第十六条の規定による基本手当の額表の制定は、昭和五十九年八月における新雇用保険法第十九条第一項(新雇用保険法第三十七条第九項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に行われる失業の認定に係る期間について適用する。

3 新雇用保険法第十九条第一項(新雇用保険法第三十七条第九項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に行われる失業の認定に係る期間について適用する。

〔新雇用保険法第十九条第一項(新雇用保険法第三十七条第九項において準用する場合を含む。)の規定による新雇用保険法第十六条の規定による基本手当の額表の制定〕

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に雇用保険の被保険者となり、かつ、その被保険者となつた日における年齢が六十五歳以上である者であつて、引き続き施行日まで同一の事業主の雇用保険の適用事業に雇用されているものについては、第一条の規定による改正後の雇用保険法(以下「新雇用保険法」という。)第六条第一号の規定は、施行日以降引き続き該適用事業に雇用されている間は、適用しない。

2 前項の規定により新雇用保険法第六条第一号の規定を適用しないこととされた雇用保険の被保険者のうち、施行日に雇用保険法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者又は同法第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者(以下この項において「短期雇用特例被保険者等」という。)に該当する者以外の者(以下この項において「一般被保険者」という。)については施行日に、施行日に短期雇用特例被保険者等に該当し、かつ、施行日後前項に規定する期間内に一般被保険者となつた者についても当該各号に定める日から施行する。

〔基本手当等の給付制限に関する経過措置〕

第三条 施行日前の離職に係る雇用保険法第三条第一項(同法第四十条第三項において準用する場合を含む。)の規定による給付制限は、なお從前の例による。

〔傷病手当の日額に関する経過措置〕

第六条 旧受給資格者に係る傷病手当の日額については、新雇用保険法第三十七条第三項の規定にかかるわらず、附則第三条第一項の規定による新雇用保険法第四十条第一項の規定の適用については、同項中「第十五条第一項に規定する受給資格者」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第五十四号)附則第三条第一項に規定する旧受給資格者」として、「第十六条から第十八条まで」とあるのは「同項」とする。

〔日雇労働求職者給付金の日額に関する経過措置〕

第八条 昭和五十九年九月一日前日の日雇労働求職者給付金の日額にかかるわらず、附則第三条第一項の規定による新雇用保険法第四十条第一項の規定の適用については、同項中「第十五条第一項に規定する受給資格者」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第五十四号)附則第三条第一項に規定する旧受給資格者」として、「第十六条から第十八条まで」とあるのは「同項」とする。

〔日雇労働求職者給付金の日額に関する経過措置〕

第八条 昭和五十九年九月一日前日の日雇労働求職者給付金の日額にかかるわらず、附則第三条第一項の規定による新雇用保険法第四十条第一項の規定の適用については、同項中「第十五条第一項に規定する受給資格者」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第五十四号)附則第三条第一項に規定する旧受給資格者」として、「第十六条から第十八条まで」とあるのは「同項」とする。

〔新雇用保険法第十六条の規定による基本手当の額表の制定〕

第二条 新雇用保険法第十九条第一項(新雇用保険法第三十七条第九項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に行われる失業の認定に係る期間について適用する。

3 新雇用保険法第十九条第一項(新雇用保険法第三十七条第九項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に行われる失業の認定に係る期間について適用する。

第九条 置）	旧受給資格者が施行日以後に安定した職業に就いた場合においては、附則第四条の規定（雇用保険の再就職手当の支給に関する経過措置）	による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定により納付された印紙保険料とみなされ、旧雇用保険法第四十八条第一号に規定する第一級印紙保険料（以下「旧第一級印紙保険料」という。）のうち同年八月中の日について納付された新雇用保険法第四十八条第一号に規定する第一級印紙保険料（以下「新第一級印紙保険料」という。）の納付日数（その納付日数が同年七月中の日について納付された旧第一級印紙保険料の納付日数を超えるときは、当該旧第一級印紙保険料の納付日数）に相当する納付日数分については当該納付日数分の新第一級印紙保険料と、残余の納付日数分については当該納付日数分の旧雇用保険法第四十八条第二号イに規定する新雇用保険法第四十八条第二号ロに規定する第三級印紙保険料と、旧雇用保険法第四十八条第二号ロに規定する第三級印紙保険料については新雇用保険法第四十八条第二号ハに規定する第四級印紙保険料とみなす。
昭和五十九年九月	納付日数（その日数）	前項の規定は、雇用保険法第五十三条第一項の規定による申出をした者であつて、同項第二号に規定する基礎期間の最後の月（以下この項において「最終月」という。）が次の表の上欄に掲げる月又は昭和五十九年十二月であるものに対する支給する日雇労働者給付金に関する新雇用保険法第五十四条第二号の規定の適用について準用する。この場合において、最終月が同欄に掲げる月である者に関する限り、前項中「同年七月中」とあるのは、「雇用保険法第五十条第一項第二号に規定する基礎期間のうち同年七月三十一日までの期間内」と、「納付日数（その納付日数）」とあるのは同表上欄に掲げる最終月の区分に応じ同表下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和五十九年八月	納付日数に五を乗じて得た日	3 第二条 前項の規定は、雇用保険法第五十三条第一項の規定による申出をした者であつて、同項第二号に規定する基礎期間の最後の月（以下この項において「最終月」という。）が次の表の上欄に掲げる月又は昭和五十九年十二月であるものに対する支給する日雇労働者給付金に関する新雇用保険法第五十四条第二号の規定の適用について準用する。この場合において、最終月が同欄に掲げる月である者は同表上欄に掲げる最終月の区分に応じ同表下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
昭和五十九年九月	納付日数（その日数）	第十三条 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。
昭和五十九年十月	納付日数に四を乗じて得た日	附 則 （昭和五九年一二月二十五日法律第六号）抄 （施行期日） 第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。
昭和五十九年十一月	納付日数（その日数）	附 則 （昭和六〇年六月八日法律第五六号）抄 （施行期日） 第一条 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

昭和五十九年十二月	納付日数に三を乗じて得た日	附 則 （昭和六一年一二月四日法律第九四二号）抄 （施行期日） 第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。
昭和五十九年一月	納付日数（その日数）	附 則 （昭和五九年一二月二十五日法律第六号）抄 （施行期日） 第一条 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。
昭和五十九年二月	納付日数（その日数）	附 則 （昭和六〇年六月八日法律第五六号）抄 （施行期日） 第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

昭和五十九年三月	納付日数（その日数）	附 則 （昭和六一年一二月四日法律第九四二号）抄 （施行期日） 第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。
昭和五十九年四月	納付日数（その日数）	第二条 第二十二条 この附則に規定するもののほか、この附則の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
昭和五十九年五月	納付日数（その日数）	第三条 この法律は、平成元年十月一日から施行する。ただし、第一条中雇用保険法の目次の改正規定（第六十一条の二）を「第六十二条」と改める部分に限る。同法第一条、第三条及び第六十一条の二第一項の改正規定、同法第六十二条を削り、同法第六十一条の二を同法第六十二条とする改正規定、同法第六十五条规定並び第六十六条第三項第三号及び第五項第一号並びに第六十八条第二項の改正規定、第二条の規定並びに附則第三条、第四条及び第七条から第十二条までの規定は、公布の日から施行する。
昭和五十九年六月	納付日数（その日数）	第四条 第二十八条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。
昭和五十九年七月	納付日数（その日数）	第五条 第二十九条 この附則（昭和五九年一二月二十五日法律第六号）抄（施行期日） 第一条 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

附 則 (平成三年五月二日法律第五六)

号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)  
第七条 附則第二条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成四年三月三一日法律第八)

号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第四十六条、第四十七条及び附則第七条第一項の改正規定、第二条中雇用保険法第八十三条から第八十五条までの改正規定並びに附則第十条の規定 公布の日から起算して一ヶ月を経過した日

二 第二条中雇用保険法第十七条第三項、第十九条、第三十三条第三項、第三十七条第九項及び第五十六条の二第一項の改正規定並びに附則第四条から第六条までの規定 平成四年十月一日

(検討)  
第二条 政府は、この法律の施行後、今後の雇用動向等を勘案しつつ、雇用保険事業における諸給付の在り方、費用負担の在り方等について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。  
(賃金日額等に関する経過措置)

第四条 その受給資格に係る離職の日が平成四年十月一日前である受給資格者(以下「旧受給資格者」という。)による雇用保険法第十七条第九項の規定による賃金日額の算定については、なお従前の例による。

2 第二条の規定による改正後の雇用保険法(以下「新雇用保険法」という。)第十九条第一項(新雇用保険法第三十七第九項において準用する場合を含む。)の規定は、平成四年十一月一日以後に行われる失業の認定に係る期間中に自己の労働によつて収入を得た場合について適用する。

3 新雇用保険法第十九条第二項の規定は、平成四年度以後の年度において同項に規定する場合に該当することとなつた場合における同条第一項に規定する控除額の変更について適用する。  
(基本手当の支給の期間に関する経過措置)

第五条 旧受給資格者に係る雇用保険法第三十三条第三項の規定による期間については、なお従前の例による。

(再就職手当の支給に関する経過措置)

第六条 平成四年十月一日前に安定した職業に就いた受給資格者についての雇用保険法第五十六条の二第一項の規定による再就職手当の支給については、なお従前の例による。

(再就職手当の支給に関する経過措置)

2 旧受給資格者が平成四年十月一日以後に安定した職業に就いた場合においては、前条の規定により従前の例によることとされた当該旧受給資格者に係る雇用保険法第三十三条第三項の規定による期間を新雇用保険法第三十三条第三項の規定による期間とみなして、新雇用保険法第五十六条の二第二項の規定を適用する。  
(国庫負担に関する経過措置)

第七条 新雇用保険法附則第二十三条第一項の規定は、平成四年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。(この場合において、平成四年度に係る国庫の負担額については、同項中「十分の八」とあるのは、「十分の九」とする。  
(その他の経過措置の政令への委任)

(検討)  
第二条 政府は、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第十一条 附則第三条から第七条まで及び第九条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)  
第二条 政府は、この法律の施行後、今後の雇用動向等を勘案しつつ、雇用保険事業における諸給付の在り方、費用負担の在り方等について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。  
(賃金日額等に関する経過措置)

第四条 その受給資格に係る離職の日が平成四年十月一日前である受給資格者(以下「旧受給資格者」という。)による雇用保険法第十七条第九項の規定による賃金日額の算定については、なお従前の例による。

2 第一条 附 則 (平成四年三月三一日法律第六七)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条中雇用保険法第五十六条の二第一項の規定(〔第三十七条の六の規定により改訂されたもの〕)による改正規定(〔第三十七条の六の規定により改訂されたもの〕)の規定は、平成六年法律第五十七号附則第一項

3 新雇用保険法第十九条第二項の規定は、平成四年度以後の年度において同項に規定する場合に該当するところとなつた場合における同条第一項に規定する控除額の変更について適用する。  
(基本手当の支給の期間に関する経過措置)

第四条 旧受給資格者に係る所定給付日数及び個別延長給付の日数については、なお従前の例による。

(基本手当の所定給付日数及び個別延長給付に関する経過措置)

二 第一条中雇用保険法第四十五条、第五十条第一項及び第五十三条第一項第一号の改正規定並びに附則第十条の規定 この法律の公布の日

三 略

四 第一条中雇用保険法第四十八条、第四十九条及び第五十四条の改正規定、第二条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十条の次に一条を加える改正規定並びに附則第十二条及び第十三条第一項の規定 平成六年九月一日

(基本手当の日額等に関する経過措置)

第二条 受給資格に係る離職の日(以下この項において「基準日」という)が施行日から平成十二年三月三十一日までの間に受給資格者(施行日において五十五歳以上六十歳未満であるものに限る)であつて、次の各号のいずれにも該当し、かつ、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に照らして就職が困難な者であるとしたものについては、新雇用保険法第二十二条の二の規定にかかるはず、雇用保険法第二十条第一項及び第二項の規定による期間内の失業している日について、所定給付日数を超えて、基本手当を支給することができる。この場合において、所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、六十日を超えない範囲内で厚生労働省令で定める日数を限度とするものとする。

(基本手当の日額等に関する経過措置)

第三条 平成七年度における基本手当の日額の自動的変更については、労働大臣は、第一条の規定による改正後の雇用保険法(以下「新雇用保険法」という。)第十八条第一項の規定にかかるわらず、平成六年四月一日から始まる年度の平均給与額が平成三年六月における平均定期給与額(第一条の規定による改正前の雇用保険法(以下「旧雇用保険法」という。)第十八条第一項の規定により基本手当日額表が改正された場合における上昇率)を超える、又は下るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率に応じて、その被保険者であつた受給資格者であつて、その算定基礎期間が一年以上五年未満である者は、その算定基礎期間が十年以上二十年未満である者

2 二 次のいずれかに該当する者

イ 基準日において短時間労働被保険者以外の被保険者であつた受給資格者であつて、その被保険者であつた受給資格者であつて、その算定基礎期間が十年以上二十年未満である者

ロ 基準日において短時間労働被保険者であつた受給資格者であつて、その算定基礎期間が一年以上五年未満である者

3 前項の規定に該当する受給資格者については、雇用保険法第二十三第一項、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条第一項並びに第二十七条第一項中「所定給付日数」とあるのは、「所定給付日数に雇用保険法等の一部を改正する法律(平成六年法律第五十七号)附則第

四条第二項に規定する厚生労働省令で定める日数を加えた日数」とする。

(基本手当等の給付制限に関する経過措置)

**第五条** 施行日前に公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等については、新雇用保険法第三十三条第一項ただし書(新雇用保険法第三十七条の四第五項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(傷病手当の日額に関する経過措置)

**第六条** 旧日額対象の旧受給資格者に係る傷病手当の日額については、新雇用保険法第三十七条の規定にかかるらず、附則第二条の規定による基本手当の日額に相当する額とする。

(高年齢求職者給付金の額に関する経過措置)

**第七条** 高年齢受給資格に係る離職の日が施行日前である高年齢受給資格者(以下「旧高年齢受給資格者」という。)に係る高年齢求職者給付金の額については、なお従前の例による。

(高年齢受給資格に係る離職の日が施行日経過措置)

**第八条** 旧雇用保険法第三十七条の六の規定により基本手当の支給を受ける旧高年齢受給資格者に係る求職者給付の支給については、なお従前の例による。ただし、同条の規定により受給資格者とみなされることにより取得した受給資格に基づく基本手当の支給を受ける初日が平成八年八月一日以後である旧高年齢受給資格者に係る基本手当の日額については、新雇用保険法第十六条から第十八条までの規定を適用して算定する。

(特例一時金の額に関する経過措置)

**第九条** 特例受給資格に係る離職の日が施行日前である特例受給資格者(以下「旧特例受給資格者」という。)に対する新雇用保険法第四十条の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一 第四十一条第一項の規定の適用については、同項中「第十五条第一項に規定する受給資格者」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成六年法律第五十七号)附則第二条に規定する旧日額対象の旧受給資格者」と、「第十六条から第十八条まで」とあるのは、「同条」とする。

二 第四十一条第一項の規定は、適用しない。(日雇労働求職者給付金の受給資格に関する経過措置)

**第十条** 附則第一条第二号に掲げる改正規定の施行の日前の日に係る日雇労働求職者給付金の受給資格については、なお従前の例による。

(日雇労働求職者給付金の日額等に関する経過措置)

**第十一条** 平成六年九月一日前の日に係る日雇労働求職者給付金の日額及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十二条第一項に規定する印紙保険料の額の区分に係る賃金の日額(第三項及び第四項において「等級区分日額」という。)については、なお従前の例による。

2 平成六年九月中に支給する日雇労働求職者給付金に関する新雇用保険法第四十八条の規定の適用については、同年七月中の日にについて第二条の規定による改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定により納付された印紙保険料は、同条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定により納付された印紙保険料とみなし、旧雇用保険法第四十八条第一号に規定する第一級印紙保険料(以下「旧第一級印紙保険料」という。)のうち同年八月中の日について納付された新雇用保険法第四十八条第一号に規定する第一級印紙保険料を超えるときは、当該旧第一級印紙保険料の納付日数(以下「新第一級印紙保険料」という。)の納付日数(その納付日数が同年七月中の日について納付された旧第一級印紙保険料の納付日数を超過するときは、当該旧第一級印紙保険料の納付日数)に相当する納付日数分については当該納付日数分の新第一級印紙保険料と、残余の納付日数分については当該納付日数分の新雇用保険法第四十八条第二号に規定する第二級印紙保険料と、旧雇用保険法第四十八条第二号イに規定する第二級印紙保険料、旧雇用保険法第十四条印紙保険料については新雇用保険法第十八条第二号ロに規定する第三級印紙保険料とみなす。

3 平成六年九月三十日までの期間内」と、「納付日数(その納付日数)とあるのは同表上欄に掲げる最終月の区分に応じ同表下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

4 厚生労働大臣は、当分の間、平均定期給与額が平成六年九月の平均定期給与額の百分の八十を下るに至ったことにより新雇用保険法第四十九条第一項の規定により日雇労働求職者給付金の日額等が変更されたときは、直近の当該変更の基礎となつた平均定期給与額。次項において同じ。)の百分の百二十を超えるに至ったことにより同項の規定により日雇労働求職者給付金の日額等を変更する場合においては、同一の規定にかかるらず、日雇労働求職者給付金の日額である四千円については六千二百円に、等級区分日額である八千二百円については一万三千三百円に、それぞれ変更するものとする。

5 第二項の規定は、新雇用保険法第五十三条第二号に規定する基礎期間の最後の月(以下この項において「最終月」という。)が次の表の上欄に掲げる月又は平成六年十一月であるものに対し支給する日雇労働求職者給付金に関する新雇用保険法第五十四条第二号の規定について準用する。この場合において、最終月が同欄に掲げる月である者に関しては、第二項中「同年七月の中」とあるのは「新雇用保険法第五十三条第一項第二号に規定する基礎期間のうち同年七月三十一日までの期間内」と、「納付日数(その納付日数)とあるのは同表上欄に掲げる最終月の区分に応じ同表下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

6 六条から第十八条までの規定による基本手当の日額と、附則第四条第一項の規定により従前の例によることとされた所定給付日数を新雇用保険法第二十二条に規定する所定給付日数とみなして、新雇用保険法第五十六条の二の規定を適用する。

7 前項の規定は、旧日額対象の旧受給資格者以外の旧受給資格者について準用する。この場合において、同項中「安定した職業に就いた場合において、同項中「安定した職業に就いた場合におけることとされた基本手当の日額を新雇用保険法第十六条から第十八条までの規定による基本手当の日額」とあるのは、「安定した職業に就いた場合においては」と読み替えるものとする。

8 (常用就職支度金の額に関する経過措置)

**第十三条** 附則第十二条の規定による日額の日雇労働求職者給付金の支給を受ける者に対する雇用保険法第五十七条の規定の適用については、同条第三項中「第四十八条又は第五十四条第二号」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成六年法律第五十七号)附則第十二条」とする。

9 旧日額対象の旧受給資格者及び旧特例受給資格者に対する雇用保険法第五十七条の規定の適用については、同条第三項中「第十六条の規定」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成六年法律第五十七号)附則第十二条」とする。

10 旧日額対象の旧受給資格者を含む。次条において同じ。)が施行日以後に安定した職業に就いた受給資格者(旧雇用保険法第三十七条の六の規定により受給資格者とみなされた者を含む。)についての新雇用保険法第五十六条の二第一項の規定による再就職手当の支給については、なお従前の例による。

11 旧日額対象の旧受給資格者(附則第八条の規定により従前の例によることとされた旧高年齢受給資格者を含む。)が施行日以前に安定した職業に就いた場合において同じ。)が施行日以後に安定した職業に就くことにより被保険者は、附則第二条の規定により従前の例による。ただし、施行とされた基本手当の日額を新雇用保険法第十七条の二第一項の規定による日額の日雇労働求職者給付金の日額等を変更する場合においては、その月の末日」とあるのは、「当該支給対象月の初日」と、同条第二項中「被保険者が六十歳に達した日の属する月から」とあるのは、「平成七年四月から被保険者が」とする。

12 新雇用保険法第六十一条の二の規定は、施行日以後に安定した職業に就くことにより被保険者となつた者について適用する。ただし、施行

日前に安定した職業に就くことにより施行日以後も被保険者であるもの（当該職業に就いた日の前において新雇用保険法第六十一条の第二項に規定する受給資格者であつて、当該職業に就いた日において六十歳に達しているものに限る。）については、施行日に安定した職業に就したものとのみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「当該基本手当の日額の算定の基礎となつた賃金日額」とあるのは、「当該被保険者を受給資格者と、平成七年四月一日を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条（第三項を除く。）の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（以下「みなし賃金日額」という。）」とあるのは、「当該第二項中「就職日の属する月」とあるのは「平成七年四月」と、「当該就職日の翌日」とあるのは「同月二日」と、同条第三項中「次条第一項の賃金日額」とあるのは「次条第一項のみなし賃金日額」と、「次条第一項」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成六年法律第五十七号）附則第十四条第二項の規定により読み替えて適用する次条第一項」とする。

3 新雇用保険法第六十一条第三項及び第四項の規定は、前項ただし書の被保険者に係る高年齢再就職給付金について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項の規定」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成六年法律第五十七号）附則第十四条第二項の規定により読み替えて適用する新雇用保険法第六十一条の二第一項の規定」と、「みなし賃金額」とあるのは「同項のみなし賃金日額（次項において「みなし賃金日額」という。）」と、第四項中「第一項の規定」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成六年法律第五十七号）附則第十四条第二項の規定により読み替えて適用する新雇用保険法第六十一条の二第二項の規定により読み替えて適用する新雇用保険法第六十一条の規定により基本手当の日額が変更された場合においては施行日から、附則第三条の規定により基本手当の日額が変更された場合においては平成七年八月一日から、これらの変更の比率に応じて、新雇用保険法第六十一条第一項に規定する支給限度額を変更しなければならない。この場合において、同項第二号中「その額が」とあるのは、「その額が雇用保険法等の一部を

改正する法律（平成六年法律第五十七号）附則第十四条第四項及び第五項の規定又は」とする。附則第三条第二項の規定は、前項の規定による変更された同項の支給限度額について準用する。（雇用保険の育児休業給付に関する経過措置）

第十五条 新雇用保険法第六十一条の四第一項に規定する育児休業基本給付金及び新雇用保険法第六十一条の五第一項に規定する育児休業者職場復帰給付金は、新雇用保険法第六十一条の四第一項に規定する休業を開始した日又は同条第三項に規定する休業開始応当日が施行日以後である支給単位期間について支給する。

第十六条 新雇用保険法第六十六条第一項の規定は、平成七年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。（高齢求職者給付金の額に関する経過措置）

第二十条 高齢求職者給付金の支給を受けることができる資格に係る離職の日が施行日前である当該高齢求職者給付金の支給を受けることができる者（以下「旧高齢受給資格者」という。）に係る高齢求職者給付金の額については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。附則（平成八年六月一四日法律第八二号）抄（施行期日）

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。（施行期日）

（その他の経過措置の政令への委任）

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。（施行期日）

第二百二十五条 旧適用法人共済組合の組合員に係る施行日前に生じた失業等給付を支給すべき事由に関する失業等給付については、前条の規定による改正前の雇用保険法附則第三条の二の規定は、なおその効力を有する。附則（平成九年三月三一日法律第一八号）抄（施行期日）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中職業能力開発促進法（以下「能開法」という。）の目次、第十五条の改正規定並びに能開法第二十七条の次に一節を加える改正規定並びに同法第七十六条第一項、第七十七条、第七十九条第一項及び第八十五条の改正規定並びに第二条中船員保険法第一条第一項及び第三十三条ノ二第一項の改正規定、同条第二項の次に一項を加える改正規定並びに同法第七十七条第一項、第七十七条、第七十九条第一項及び第八十五条の改正規定並びに同法第五十五条第二項の次に三項を加える改正規定 平成十年十二月一日）

二 第一条中雇用保険法の目次の改正規定（第五節を改める部分を除く。）、同法第十条第五项に一号を加える改正規定、同法第三十七条の四第一項、第六十一条第二項、第六十二条の二第二項及び第六十一条の四第一項の改正規

定、同法第三十三条ノ十六ノ三の次に一条を加える改正規定並びに同法第五十五条第二項の次に三項を加える改正規定 平成十年十二月一日）

ままでの規定、附則第十七条の規定（雇用保険法（昭和四十九年法律第百六号）第六十三条第一項第四号中「第十条第二項」を「第十条の二第二項」に改める部分を除く。）並びに附則第十八条から第二十三条までの規定は、平成十一年四月一日から施行する。

附則（平成九年一二月一九日法律第一三一号）抄（施行期日）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。（施行期日）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）

二 第一条中雇用保険法の目次の改正規定（第五節を改める部分を除く。）、同法第十条第五项に一号を加える改正規定、同法第三十七条の四第一項、第六十一条第二項、第六十二条の二第二項及び第六十一条の四第一項の改正規

定、同法第三十三条ノ十六ノ三の次に一条を加える改正規定並びに同法第七十二条第一項の改正規定、第二十五条、第五節の節名並びに第二十七条の改正規定、能開法第二十七条の次に節名を付する改正規定並びに能開法第二十七条の六第一項、第十六条第一項及び第二項、第十七条、第二十五条、第五節の節名並びに第二

二第二項、第九十七条の二及び第九十九条の二第二項、第九十七条の二及び第九十九条の二の改正規定 第二条の規定（雇用促進事業團法第十九条第一項第一号及び第二号の改正規定に限る。）並びに次条から附則第四条まで、附則第六条から第八条まで及び第十条から第十六条までの改正規定並びに同法第五十五条に一項を

加える改正規定並びに次条並びに附則第三条及び第五条から第七条までの規定 平成十一  
年四月一日  
(高齢受給資格に係る離職の日が平成十  
一年四月一日前である高齢受給資格者に係  
る高齢求職者給付金の額については、なお從前  
の例による。  
(雇用保険の介護休業給付金に関する経過措置)

**第三条** 第一条の規定による改正後の雇用保険法  
(以下「新雇用保険法」という。)第六十一条の規  
定する休業を開始した日又は同条第三項に規  
定する休業開始の日が平成十一年四月一日以  
後である支給単位期間について支給する。  
(雇用保険の国庫負担に関する経過措置)

**第四条** 新雇用保険法第六十六条第一項及び附則  
第二十三条第一項の規定は、平成十年度以後の  
年度に係る国庫の負担額について適用する。  
(その他の経過措置の政令への委任)

**第九条** 附則第二条から前条までに定めるもの  
ほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置  
は、政令で定める。

**附 則 (平成一一年三月三一日法律第二  
〇号) 抄**  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から施行する。た  
だし、附則第十二条から第四十九条までの規定  
は、公布の日から起算して九月を超えない範囲  
内において政令で定める日から施行する。  
**附 則 (平成一一年七月一六日法律第八  
七号) 抄**  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、平成十二年四月一日から施  
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當  
該各号に定める日から施行する。  
**第一条** 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五  
一条、節名並びに二款及び款名を加える改正規  
定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分  
(兩議院の同意を得ることに係る部分に限  
る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び  
第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分  
に限る。)、第二百四十四条の規定  
(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に  
係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の  
規定(市町村の合併の特例に関する法律第六  
条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部

分を除く。)並びに附則第七条、第十一条、第  
一百五十九条(第一項及び第五项、第七十三条、第七十七条、第  
一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十  
一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二  
(国等の事務)  
**第一百五十九条** この法律による改正前のそれぞれ  
の法律に規定するもののほか、この法律の施行  
前ににおいて、地方公共団体の機関が法律又はこ  
れに基づく政令により管理し又は執行する國、  
他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則  
第一百六十一条において「国等の事務」という)  
は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又  
はこれに基づく政令により当該地方公共団体  
の事務として処理するものとする。  
(不服申立てに関する経過措置)

**第一百六十二条** 施行日前にされた国等の事務に係  
る処分であつて、当該処分をした行政(以下  
この条において「处分官」という。)に施行日  
前に行政不服審査法に規定する上級行政(以  
下この条において「上級行政」という。)があ  
つたものについての同法による不服申立てに  
ついては、施行日以後においても、当該処分官  
に引き続き上級行政官があるものとみなして、  
行政不服審査法の規定を適用する。この場合に  
おいて、当該処分官の上級行政とみなされる  
行政官は、施行日前に当該処分官の上級行政  
であつた行政官とする。

**第一条** 第二条及び第三条を除く。)  
は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、  
次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め  
る日から施行する。  
**第一条** 第二条及び第三条を除く。)  
は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、  
次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め  
る日から施行する。  
**附 則 (平成一一年一二月二二日法律第  
一六〇号) 抄**  
(施行期日)  
**第一条** この法律(第二条及び第三条を除く。)  
及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正  
する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)  
、第千三百五十五条、第千三百六条、第千三百二  
二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び  
第千三百四十四条の規定(公布の日  
附 則 (平成一一年一二月二二日法律第  
二二五号) 抄  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。  
**附 則 (平成一一年一二月二二日法律第  
九号) 抄**  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、平成十三年四月一日から施  
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当  
該各号に定める日から施行する。  
**第一条** 第一条中雇用保険法第六十四条第一項の改  
正規定(公布の日  
附 則 (平成一二年五月一二日法律第五  
号) 抄  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、平成十二年十月一日から施  
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当  
該各号に定める日から施行する。  
**第一条** 第一条中雇用保険法第六十二条第一項第二  
号の改正規定(平成十二年十月一日  
附 則 (平成一二年五月一二日法律第五  
号) 抄  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、平成十二年十月一日から施  
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当  
該各号に定める日から施行する。  
**第一条** 第一条中雇用保険法第六十二条第一項の改  
正規定(公布の日  
附 則 (平成一二年五月一二日法律第五  
号) 抄  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、平成十二年十月一日から施  
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当  
該各号に定める日から施行する。

**第一条** 第二十五条(この法律の施行前に和議開始の申立  
てがあつた場合又は当該申立てに基づきこの法  
律の施行前若しくは施行後に和議開始の決定が  
あつた場合においては、当該申立て又は決定に  
係る次の各号に掲げる法律の規定に定める事項  
に関する取扱いについては、この法律の附則の  
規定による改正後のこれららの規定にかかるわ  
ず、なお従前の例による。  
一から三まで 略  
**四 雇用保険法第二十二条の二第一項第一号ハ**  
(罰則に関する経過措置)  
**第一百六十四条** この附則に規定するもののほか、  
この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に  
関する経過措置を含む。)は、政令で定める。  
(検討)

**第二百五十三条** この附則に規定するもの(高  
齢受給資格に係る離職の日がこの法律の施  
行前にいたこととされる場合におけるこの法律  
の施行にした行為に対する罰則の適用に關す  
る限り新たに設けることのないよう)に付する  
規則(新地方自治法第二条第九項第一号  
に規定する第一号法定受託事務については、で  
きる限り新たに設けることのないよう)による。

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。た  
だし、第二条、第八条及び第十条(石油代替工  
ネルギーの開発及び導入の促進に関する法律附  
則第二十四条及び第二十五条の改正規定に限  
る。)並びに附則第二条から第七条まで、第十  
一条、第十二条、第十四条、第十五条、第十七条  
から第二十二条まで及び第二十九条の規定は平  
成十四年三月三十一日から、第四条、第六条、  
第九条及び第十条(石油代替エネルギーの開発  
及び導入の促進に関する法律第二十八条及び附  
則第二十三条の改正規定に限る。)並びに附  
則第八条、第九条、第十三条、第十六条及び第二  
十二条から第二十七条までの規定は同年四月一  
日から施行する。

**附 則 (平成一二年五月一二日法律第五  
号) 抄**  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、平成十二年十月一日から施  
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当  
該各号に定める日から施行する。  
**第一条** 第一条中雇用保険法第六十二条第一項第二  
号の改正規定(平成十二年十月一日  
附 則 (平成一二年五月一二日法律第五  
号) 抄  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、平成十二年十月一日から施  
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当  
該各号に定める日から施行する。  
**第一条** 第一条中雇用保険法第六十二条第一項の改  
正規定(公布の日  
附 則 (平成一二年五月一二日法律第五  
号) 抄  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、平成十二年十月一日から施  
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当  
該各号に定める日から施行する。

**第一条** 第二十六条(この法律の施行前にした行為及び  
この法律の附則において従前の例によることとさ  
れる場合におけるこの法律の施行にした行為  
に対する罰則の適用については、なお従前の例  
による。)に付する規則(高齢受給資格に係る離  
職の日がこの法律の施行前にいたこととされる  
場合におけるこの法律の施行にした行為に対する  
罰則の適用については、なお従前の例による。)  
**第二条** 受給資格に係る離職の日がこの法律の施  
行の日(以下「施行日」という。)前である基  
本手当の受給資格者(以下「旧受給資格者」と  
いう。)に係る基本手当の日額の端数処理につ  
いては、なお従前の例による。



旧受給資格者が施行日以後に職業に就いた場合におけることは、附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされた基本手当の額を新雇用保険法第十六条から第十八条までの規定によりなお従前の例によることとされた所定給付日数を新雇用保険法第二十二条第一項に規定する所定給付日数とみなして、新雇用保険法第五十六条の二の規定を適用する。

3 施行日以後に職業に就いた旧特例受給資格者に対する新雇用保険法第五十六条の二の規定の適用については、同条第三項第三号中「基本手当の受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十一号）附則第三条に規定する旧受給資格者とみなして同条」とする。

4 旧雇用保険法第五十六条の二第一項の規定により支給を受けた再就職手当及び旧雇用保険法第五十七条第一項の規定により支給を受けた常用就職手度金は、新雇用保険法第五十六条の二第二項の規定の適用については、同条の規定により支給を受けた就業促進手当とみなす。

5 施行日前に安定した職業に就くことにより旧雇用保険法第五十六条の二第一項第一号において当該職業に就いている者については、新雇用保険法第五十六条の二第一項第一号に該当するものとみなして、新雇用保険法第五十七条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「特定就業促進手当受給者」とあるのは「特定再就職手当受給者」と、同項第一号中「就業促進手当（前条第一項第一号ロに該当する者）に係るものに限る。以下この条において同じ。」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十一号）。以下この条において「改正法」という。」第一条の規定による改正前の第五十六条の二の規定による再就職手当（以下この条において「再就職手当」という。）と、「当該就業促進手当」とあるのは「当該再就職手当」と、「前条第五項」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第五十六条の二第四項」と、同条第二項中「特定就業促進手当受給者とは、就業促進手当」とあるのは「特定再就職手当受給者とは、再就職手当」と、「当該就業促進手当」とあるのは

「当該再就職手当」と、同条第三項中「第五十七条第一項」とあるのは「改正法附則第八条第五項の規定により読み替えて適用する第五十七条第一項」とする。

（雇用保険の就業促進手当の給付制限に関する経過措置）

**第九条** 施行日前に安定した職業に就いた旧受給資格者に係る新雇用保険法第六十条の規定による給付制限については、なお従前の例による。（雇用保険の教育訓練給付金に関する経過措置）

**第十条** 施行日前に新雇用保険法第六十条の二第一項に規定する教育訓練を開始した同項各号のいずれかに該当する者に対する同項の規定による教育訓練給付金の支給については、なお従前の例による。

（高年齢雇用継続給付に関する経過措置）

**第十一条** 六十歳に達した日（その日において新雇用保険法第六十一条第一項第一号に該当する場合にあっては、同号に該当しなくなった日）が施行日前である被保険者に対する高年齢雇用継続基本給付金の支給については、なお従前の例による。

（雇用保険の育児休業給付金に関する経過措置）

**第十二条** 施行日前に安定した職業に就くことにより被保険者となつた旧受給資格者に対する高年齢再就職給付金の支給については、なお従前の例による。

（雇用保険の育児休業基本給付金及び育児休業者職場復帰給付金の額に関する経過措置）

（雇用保険の育児休業給付金の額に関する経過措置）

（雇用保険の育児休業基本給付金及び育児休業者職場復帰給付金の額に関する経過措置）

（雇用保険の育児休業給付金の額に関する経過措置）

（雇用保険の育児休業基本給付金及び育児休業者職場復帰給付金の額に関する経過措置）

（雇用保険の育児休業給付金の額に関する経過措置）

（雇用保険の育児休業基本給付金及び育児休業者職場復帰給付金の額に関する経過措置）

（雇用保険の育児休業給付金の額に関する経過措置）

（雇用保険の育児休業基本給付金及び育児休業者職場復帰給付金の額に関する経過措置）

（雇用保険の育児休業給付金の額に関する経過措置）

（雇用保険の育児休業基本給付金及び育児休業者職場復帰給付金の額に関する経過措置）

は「同条」と、「同条の」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条の」とする。

（雇用保険の介護休業給付金の額に関する経過措置）

**第十三条** 介護休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の七第四項の規定による旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十一号）。以下この項において「改正法」という。」附則第三条に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「同条」と、「同条の」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条の」とする。

（他の経過措置の政令への委任）

**第十四条** 附則第一条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

**第四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

（雇用保険の育児休業基本給付金及び育児休業者職場復帰給付金の額に関する経過措置）

（雇用保険の育児休業給付金の額に関する経過措置）

（雇用保険の育児休業基本給付金及び育児休業者職場復帰給付金の額に関する経過措置）

（雇用保険の育児休業給付金の額に関する経過措置）

（雇用保険の育児休業基本給付金及び育児休業者職場復帰給付金の額に関する経過措置）

（雇用保険の育児休業給付金の額に関する経過措置）

（雇用保険の育児休業基本給付金及び育児休業者職場復帰給付金の額に関する経過措置）

（雇用保険の育児休業給付金の額に関する経過措置）

（政令への委任）

第一条の規定による改正前の第十七条の」とする。

（他の経過措置の政令への委任）

**第一条** この法律は、平成一六年二月八日法律第一六〇号抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成一六年二月八日法律第一六〇号抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成一七年七月二六日法律第八七号抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、会社法の施行の日から施行する。

（雇用保険の介護休業給付金の額に関する経過措置）

（雇用保険の介護休業給付金の額に関する経過措置）

（雇用保険の介護休業給付金の額に関する経過措置）

（雇用保険の介護休業給付金の額に関する経過措置）

（雇用保険の介護休業給付金の額に関する経過措置）

（雇用保険の介護休業給付金の額に関する経過措置）

（雇用保険の介護休業給付金の額に関する経過措置）

（雇用保険の介護休業給付金の額に関する経過措置）

七条第一項及び第二項、第三十五条、第三十一条第一項、第三十七条の二第二項、第三十七条の三第一項、第三十七条の五、第三十八条第三項、第三十九条、第四十条第一項、第五十六条第二項、第六十一条の四、第六十二条の七第二項、第七十二条第一項、附則第三条並びに附則第七条の改正規定並びに同法附則に三条を加える改正規定（同法附則第十条を加える部分を除く。）並びに第三条中船員保険法第三十三条の三、第三十三条の十第三項、第三十三条の十二第三項、第三十三条の十六ノ二第一項、第三十三条の十六ノ四第一項第一号及び第三十四条の改正規定、同法第三十六条に一项を加える改正規定、同法第五十九条第五項第一号の改正規定（第三十三条の三第二項各号）を「第三十三条の三第三項各号」に改める部分（以下「第三项各号」）に改める部分を除く。）同項第二号の改正規定、同法第六十条第一項第一号の改正規定（第三十三条の三第二項各号）を「第三十三条の三第三項各号」に改める部分を除く。）、同項第二号の改正規定並びに同法附則第二十三項の改正規定並びに同法附則第二十五項から第二十八項までを加える部分を除く。）並びに附則第三条から第五条まで、第十条、第十三条、第十四条、第十六条、第十七条、第六十一条、第六十三条、第六十六条及び第六十九条の規定、附則第七十条中国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百一十九号）附則第十七条まで、第十八条第一項及び第五项の規定、附則第七十四条及び第七十五条の規定、附則第七十六条中地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）附則第七条の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第二十六条の二第一項及び第四項の改正規定、附則第九十五条の規定並びに附則第一百二号）附則第八十七条第一項の改正規定 平成十九年十月一日

二 略  
三 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第二十七条、第二十八条、第二十九条

**第一条** 第一条の規定による改正後の雇用保険法（以下「平成十九年改正後雇用保険法」という。）第六十四条第一項の規定に基づき同項に規定する雇用保険事業として行われていた事業のうち次の各号に掲げるもの（以下「暫定雇用福祉事業」という。）を、当該各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に掲げる期間、行うことができる。この場合における平成十九年改正後雇用保険法第三条、第六十五条及び第六十八条第二項の規定の適用については、平成十九年改正後雇用保険法第六十条中「能力開発事業」とあるのは「能力開発事業並びに雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項に規定する暫定雇用福祉事業」と、平成十九年改正後雇用保険法第六十五条中「第六十三条」とあるのは「第六十三条並びに雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六十三条第一項）と、平成十九年改正後雇用保険法第六十八条第二項中「能力開発事業」とあるのは「能力開発事業並びに雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項に規定する暫定雇用福祉事業」とする。

**第二条** 第一条の規定による改正後の雇用保険法（以下「平成十九年改正後雇用保険法」という。）第六十四条第一項の規定は、この法律の施行日（以下「施行日」という。）以後に偽り掲げる規定の施行の日前である基本手当の受給資格又は特例一時金の特例受給資格については、それ者について適用する。

**第三条** 受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格に係る離職の日が附則第一条第一号の二に掲げる規定の施行の日前である特例受給資格者に係る特例一時金の額については、それは、なお従前の例による。

**第四条** 特例受給資格に係る離職の日が附則第一条第一号の二に掲げる規定の施行の日前である特例受給資格者に係る特例一時金の額については、それは、なお従前の例による。

**第五条** 平成十九年改正後雇用保険法第六十一条第一項各号に該当する事業の施行日から平成二十年三月三十一日までの間

**二 附則第八十九条の規定による改正前の建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十年法律第三十三号）第九条第一項第二号及び第三号に掲げる事業の施行日から平成二十年三月三十一日までの間**

**三 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業の施行日から平成二十二年三月三十一日までの間**

**四 前三项に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事業厚生労働省令で定める期間**

**五 政府は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項各号に掲げる暫定雇用福祉事業の一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に委託するものとする。**

**第六条** 政府は、平成十九年改正後雇用保険法第三条に規定するもののほか、平成十九年改正後雇用保険法の雇用保険事業として、平成十九年改正後雇用保険法第六十二条第一項に規定する雇用保険事業を行なう場合における第七条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に適用については、同法第十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされ

の雇用保険法（以下「平成十九年改正前雇用保険法」という。）第六十四条第一項の規定に基づき同項に規定する雇用保険事業として行われていた事業のうち次の各号に掲げるもの（以下「暫定雇用福祉事業」という。）を、当該各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に掲げる期間、行うことができる。この場合における平成十九年改正後雇用保険法第三条、第六十五条及び第六十八条第二項の規定の適用については、同法第九十九条第二項第二号（雇用保険の国庫負担に関する経過措置）

**第七条** 前条第一項の規定により、政府が暫定雇用保険事業を行う場合における第七条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に適用については、同法第十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされ



「二号ニ」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条第四項第二号ニ」とする。

**第五条** 特例受給資格に係る離職の日が施行日前

**第十条** (政令への委任) この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

に改正前の雇用保険法第六十条の二第一項に規定する教育訓練を開始した同項各号のいずれかに該当する者に対する同項の規定による教育訓

**第六条** (訴訟に関する経過措置)

練給付金については、なお従前の例による。

他の行為を経た後でなければ訴えを提起できな

である特例受給資格者に対する新雇用保険法第四十条の規定の適用については、同条第一項中「第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで」とあるのは、「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第四十六号)。次項において「改正法」という。」附則第二条に規定する旧受給資格者とみなして同条一項中「第一二三

附則（平成二十三年五月一〇日法律第四七号）抄  
施行期日  
第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条第一項から第四項までの規定、附則第八条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の七十一の項の次に一項を加える改正規定並びに附則第九条及び第十四条の規定は、公布の

**第四条** 改正後の雇用保険法附則第十一條の二の規定は、一部施行日以後に同条第一項の厚生労働省令で定める教育訓練（次項において「新教育訓練」という。）を開始した同条第一項に規定する者について適用する。

いこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの）の訴えの提起については、必ず前項によること。

**第六条** 新雇用保険法第五十六条の三の規定は、施行日以後に職業に就いた同条第二項に規定する受給資格者等（以下この条において「受給資格者等」という。）に対する就業促進手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた受給資格者等に対する就業促進手当の支給については、なお従前の例による。

日から施行する。  
(雇用保険法の一部改正に伴う経過措置)  
**第五条** 前条の規定による改正後の雇用保険法第六十六条第一項の規定は、平成二十三年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。  
(政令への委任)

規定により教育訓練給付金の支給があつたものとみなされた者を除く。)であつて、一部施行日以後に初めて新教育訓練を開始したもの(改正後の雇用保険法第六十条の二第一項の規定により新教育訓練以外の同項に規定する教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けた者を除く。)については、雇用保険法附則第十一條に規定する者とみなして、改正後の雇用保険法附則第十一條の二の規定を適用する。  
(育児休業賃給付金に関する経過措置)

この法律の規定による改正前の法律の規定  
（前条の規定によりなほ前の例によることと  
される場合を含む。）により異議申立てが提起  
された処分その他の行為であつて、この法律の  
規定による改正後の法律の規定により審査請求  
に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え  
を提起することができないこととされるものの  
取消しの訴えの提起については、なお従前の例  
による。

不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その

**第七条** 育児休業給付金の支給に係る休業を開始（育児休業給付金の額に関する経過措置）

この法律は、公布の日から施行する。  
**附則**  
**(平成二六年三月三一日法律第**  
**一**

**第五条** 改正後の雇用保険法附則第十二条の規定は、施行日以後に開始された雇用保険法第六十一条の四第一項に規定する休業に係る育児休業

他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお從前

した日の前日が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の四第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律」の一部を改正する法律(平成十三年法律第四十六号)以下この項において「改正法」という。附則第二条に規定する旧受給資格者と、「第十七条」とあるのは「同条と、「同条」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条」とする。  
（介護休業給付金の額に関する経過措置）

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 附則第四条、第五条第一項及び第十条の改正規定並びに附則第十条の規定 公布の日  
二 第六十条の二及び第七十六条第一条第一項の改正規定並びに附則第十二条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条及び第四条の規定 平成二十六年十月一日  
就業促進手当に関する経過措置)

給付金について適用し、施行日前に開始された同項に規定する休業に係る育児休業給付金については、なお從前の例による。

**附 則**（平成二六年五月三〇日法律第四二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄

（施行期日）

(罰則に関する経過措置)  
**第九条** この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(その他の経過措置の政令への委任)  
**第十条** 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

した日の前日が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の六第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第四十六号)。以下この項において「改正法」という。」附則第二条に規定する旧受給資格者と、「第十七条」とあるのは「同条」と、「同条の」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条の」とする。

**第二条** 改正後の雇用保険法第五十六条の第三項第一号の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者となつた者に対する就業促進手当について適用し、施行日前に同号に該当する者となつた者に対する就業促進手当については、なお従前の例による。  
**第三条** 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（次条において「一部施行日」という。）前

**第一条** この法律は、行政不服審査法（平成二十一年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

**附 則**（平成二七年九月一八日法律第七  
二号）抄

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。

**（罰則に関する経過措置）**

**第十八条** この法律（附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



五十六条の三第三項第一号並びに第三号口及びハ、第六十一条第一項第二号及び第七項、第七十二条第一項並びに第八十条の改正規定並びに同法附則第十一条の二第三項の改正規定（第四号に掲げる部分を除く。）平成二十一年八月一日  
 三 第二条中雇用保険法第六十一条の四第一項の改正規定及び第七条（次号に掲げる規定を除く。）の規定並びに附則第十五条、第十六条及び第二十三条から第二十五条までの規定及び第二十三条から第二十五条までの規定  
 四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（百分の五十を）を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第五项及び第六项の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の改正規定、附則第二十二条第一項、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定  
 平成三十年一月一日  
 （基本手当の所定給付日数に関する経過措置）

**第二条** 第一条の規定による改正後の雇用保険法（次条及び附則第四条において「第一条改正後の雇用保険法」といふ。）第二十三条第一項において「第一条改正後の雇用保険法第一項第一号に規定するものほか、この規定により基本手当の支給を受けた場合を含む。」の規定により基本手当の支給を受けた場合  
 第二条 第一条の規定による改正後の雇用保険法（次条及び附則第四条において「第一条改正後の雇用保険法」といふ。）第二十三条第一項において「第一条改正後の雇用保険法第一項第一号に規定するものほか、この規定により基本手当の支給を受けた場合を含む。」の規定により基本手当の支給を受けた場合

（個別延長給付及び地域延長給付に関する経過措置）  
**第三条** 第一条改正後雇用保険法第二十四条の二及び附則第五条の規定は、所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わった日が施行日以後ある者について適用する。  
 2 所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わつた者が施行日前である者に係る第一条の規定による改正前の雇用保険法（以下この項及び附則第三十一条において「第一条改正前雇用保険法」という。）附則第五条の規定による基本手当の支給（次項において「旧個別延長給付」という。）及び同条第四項の規定により読み替えて適用する第一条改正前雇用保険法第二十八条の規定による同条第一項に規定する各延長給付に関する調整については、なお従前の例による。  
 第三条の規定にかかわらず、第一条の規定の施行の際に旧個別延長給付を受けている者であつて、第一条改正後雇用保険法第二十四条の二第一項（第二号に限る。）に該当する者については、旧個別延長給付の支給を受け終わった日後、同条の規定による基本手当の支給（以下この項において「新個別延長給付」という。）を行なうことができる。この場合において、新個別延長給付に係る第一条改正後雇用保険法の規定（第十条の四及び第三十四条の規定を除く。）の適用については、旧個別延長給付の支給日数に相当する日数分の新個別延長給付をしたものとみなす。  
 （就業促進手当の支給を受けた場合の特例に関する経過措置）

3 第二項において「第四条改正後職業安定法」といふ。第四条第八項に規定する特定地方公共団体又は第四条改正後職業安定法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いた者に対する第二条改正後雇用保険法第五十八条第一項の規定は、当該者が当該紹介により職業に就いた日が第四号施行日以後である場合について適用する。

（教育訓練給付金に関する経過措置）  
**第七条** 第四号施行日前に第二条の規定による改正前の雇用保険法（次項において「第二条改正前雇用保険法」という。）第六十条の二第一項に規定する教育訓練給付金については、なお従前の例による。（教育訓練支援給付金に関する経過措置）  
**第八条** 第四号施行日前に第二条改正前雇用保険法附則第十二条の二第一項に規定する教育訓練支援給付金については、なお従前の例による。（教育訓練支援給付金に関する経過措置）  
 第十二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律により改正された雇用保険法及び職業安定法の規定の施行の状況等を勘案し、当該規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（罰則に関する経過措置）

（施行期日）  
**第三十四条** この法律（附則第一号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）  
**第三十五条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（返還命令等に関する経過措置）  
**第五条** 第二条の規定による改正後の雇用保険法（次条において「第二条改正後雇用保険法」といふ。）第十条の四第二項の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下「第四号施行日」という。）以後に偽りの届出、報告又は証明をした者については、な

る。ただし、第百三十条の一、第百三十条の三、第百六十七条の二、第百六十七条の三及び第百六十二条の二の規定は、公布の日から施行する。ただし、第百三十条の一、第百三十条の三、第百六十七条の二、第百六十七条の三及び第百六十二条の二の規定は、公布の日から施行する。第三百六十二条の二の規定は、公布の日から施行する。  
**附 則** （平成三十〇年七月六日法律第七一  
 号）抄  
**第一条** この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
 一 第三条の規定並びに附則第七条第二項、第八条第二項、第十四条及び第十五条の規定、附則第十八条の中社会保険労務士法（昭和四十年八月法律第八十九号）別表第一第十八条の改正規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二十八条及び第三十八条第三項の改正規定、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第二項の改正規定、附則第二十九条中厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第四条第一項第五十二号の改正規定及び同法第九条第一項第四号の改正規定（「平成十年法律第四十六号」）の下に、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」を加える部分に限る。）並びに附則第三十条の規定、公布の日よりこの法律の施行後にしてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）  
**第二十九条** この法律（附則第一条第三号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にしてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）  
**第一条** この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
 一 第一条中雇用保険法第十九条第一項の改正規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規

定並びに同法第四十八条及び第五十四条の改  
正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十  
条及び第十二条の二第一項の改正規定並びに  
附則第十一条、第二十六条及び第二十八条から  
第三十二条までの規定 公布の日  
二 第一条中雇用保険法第十四条に一項を加え  
る改正規定並びに同法第三十七条の三第一項  
及び第三十九条第一項の改正規定並びに同法  
附則第三条の改正規定並びに次条の規定 令  
和二年八月一日  
三 第一条中雇用保険法第三十七条の見出しを  
削る改正規定及び同法第八条の改正規定、第  
二条の規定(労働者災害補償保険法第八条の  
二第一項第二号の改正規定及び同法第四十二  
条に項を加える改正規定を除く。)並びに  
第四条中労働保険の保険料の徴収等に関する  
法律第十二条第二項及び第三項 第十四条第  
一項並びに第十四条の二第一項の改正規定並  
びに附則第六条第一項及び第二項、第七条並  
びに第十二条の規定、附則第十三条中厚生年  
金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第  
五十六条第三号の改正規定並びに附則第十七  
条、第二十一条、第二十二条及び第二十四条  
の規定 公布の日から起算して六月を超えた  
範囲内において政令で定める日

四 第一条中雇用保険法第六十二条第一項第三  
号及び第六十六条第三項第一号イの改正規定  
並びに同条第四項の改正規定(前項第三号)  
を「前項第四号」に改める部分を除く。) 第  
三条の規定 第四条中労働保険の保険料の徴  
収等に関する法律第十二条第一項第一号及び  
第九項の改正規定、同項を同条第十項とし、  
同条第八項の次に一項を加える改正規定並び  
に同条に一項を加える改正規定並びに同法附  
則第十二条第二項の改正規定、第五条の規定  
並びに第六条中特別会計に関する法律第二百二  
条第二項の改正規定及び同法附則第十九条の  
二の改正規定(令和元年度)を「令和三年  
度」に改める部分を除く) 並びに附則第九  
条第二項及び第十二条第一項の規定 令和三  
年四月一日  
五 第一条中雇用保険法の目次の改正規定(第  
三十七条の四)を「第三十七条の六」に  
改める部分に限る。)、同法第六条の改正規  
定、同法第三十七条の四の次に二条を加える  
改正規定、同法第七十二条第一項の改正規定  
(災害)の下に「第三十七条の五第一項  
(育児休業給付金に関する経過措置)

#### 第四条 改正後雇用保険法第六十一条の七及び第 六十二条の八の規定は、この法律の施行の日 (以下「施行日」という。)以後に改正後雇用保

険法第六十一条の七第一項に規定する休業を開  
始した者についてた者は、なお從前

は、なお從前の例による。

#### 第一条中雇用保険法第三十七条の規定による 改正規定は、この法律の施行の日から施行す

る。

三 第一条中雇用保険法第三十七条の見出しを  
削る改正規定及び同法第八条の改正規定、第  
二条の規定(労働者災害補償保険法第八条の  
二第一項第二号の改正規定及び同法第四十二  
条に項を加える改正規定を除く。)並びに  
第四条中労働保険の保険料の徴収等に関する  
法律第十二条第二項及び第三項 第十四条第  
一項並びに第十四条の二第一項の改正規定並  
びに附則第六条第一項及び第二項、第七条並  
びに第十二条の規定、附則第十三条中厚生年  
金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第  
五十六条第三号の改正規定並びに附則第十七  
条、第二十一条、第二十二条及び第二十四条  
の規定 公布の日から起算して六月を超えた  
範囲内において政令で定める日

四 第一条中雇用保険法第六十二条第一項第三  
号及び第六十六条第三項第一号イの改正規定  
並びに同条第四項の改正規定(前項第三号)  
を「前項第四号」に改める部分を除く。) 第  
三条の規定 第四条中労働保険の保険料の徴  
収等に関する法律第十二条第一項第一号及び  
第九項の改正規定、同項を同条第十項とし、  
同条第八項の次に一項を加える改正規定並び  
に同条に一項を加える改正規定並びに同法附  
則第十二条第二項の改正規定、第五条の規定  
並びに第六条中特別会計に関する法律第二百二  
条第二項の改正規定及び同法附則第十九条の  
二の改正規定(令和元年度)を「令和三年  
度」に改める部分を除く) 並びに附則第九  
条第二項及び第十二条第一項の規定 令和三  
年四月一日  
五 第一条中雇用保険法の目次の改正規定(第  
三十七条の四)を「第三十七条の六」に  
改める部分に限る。)、同法第六条の改正規  
定、同法第三十七条の四の次に二条を加える  
改正規定、同法第七十二条第一項の改正規定  
(災害)の下に「第三十七条の五第一項  
(育児休業給付金に関する経過措置)

三号の時間数 を加える部分に限る。)及び  
同法第七十三条の改正規定並びに附則第十一  
条第二項の規定 令和四年一月一日

六 第一条中雇用保険法第六十一条第五項の改  
正規定並びに附則第三条、第十三条(厚生年  
金保険法第五十六条第三号の改正規定を除  
く。)及び第十四条の規定 令和七年四月一  
日

七 第一条の規定による改正後の雇用保険法  
(以下「改正後雇用保険法」という。)第十四条  
第三項、第三十七条の三第一項、第三十九条第  
一項及び附則第三条の規定は、被保険者期間  
(被保険者期間の計算に関する経過措置)  
第一項 第一条の規定による改正後の雇用保険法  
(以下「改正後雇用保険法」という。)第十四条  
第三項、第三十七条の三第一項、第三十九条第  
一項及び附則第三条の規定は、被保険者期間  
(被保険者期間の計算に関する経過措置)  
八 正規定並びに附則第三条、第十三条(厚生年  
金保険法第五十六条第三号の改正規定を除  
く。)及び第十四条の規定 令和七年四月一  
日

九 第一条中雇用保険法第六十一条第五項の規  
定による改正後の雇用保険法第六十一条第五項  
の規定による改正後の雇用保険法第六十  
一条の五の規定について、当該規定により高  
年齢被保険者となつた者の状況及び当該者に對  
する改正後雇用保険法に基づく給付の支給状況  
等を勘案しつゝ、二以上の事業主の適用事業に  
雇用される労働者に對する改正後雇用保険法の  
適用の在り方等について検討を加え、必要があ  
ると認めるときは、その結果に基づいて所要の  
措置を講ずるものとする。

第十一条 政府は、附則第一条第五号に掲げる規定の施  
行後五年を目途として、改正後雇用保険法第三  
十七条の五の規定について、当該規定により高  
年齢被保険者となつた者の状況及び当該者に對  
する改正後雇用保険法に基づく給付の支給状況  
等を勘案しつゝ、二以上の事業主の適用事業に  
雇用される労働者に對する改正後雇用保険法の  
適用の在り方等について検討を加え、必要があ  
ると認めるときは、その結果に基づいて所要の  
措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる  
規定において同じ。)の施行前にした行為及び次  
の附則の規定によりなお従前の例によることと  
される場合におけるこの法律の施行後にした行  
為に対する罰則の適用については、なお従前の  
例による。 第三十二条 この附則に定めるもののほか、この  
法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定  
められる。

(政令への委任)

第十三条 この附則に定めるもののほか、この  
法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定  
められる。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行  
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該  
に規定する休業を開始した者については、なお  
従前の例による。

(雇用保険の国庫負担に関する経過措置)

第二条 改正後雇用保険法第六十六条第一項の規  
定は、令和二年度以後の年度に係る国庫の負担  
額について適用する。この場合において、前条  
の規定によりなお従前の例によることとされた  
施行日前に改正前雇用保険法第六十一条の四第  
一項に規定する休業を開始した者に対して施行  
日以後に支給される育児休業給付金について  
は、改正後雇用保険法第六十一条の七第一項の  
規定による育児休業給付金とみなして、改正後  
雇用保険法第六十六条第一項第四号の規定を適  
用する。

第三条 政府は、附則第六条に掲げる規定の施  
行後五年を目途として、改正後雇用保険法第三  
十七条の五の規定について、当該規定により高  
年齢被保険者となつた者の状況及び当該者に對  
する改正後雇用保険法に基づく給付の支給状況  
等を勘案しつゝ、二以上の事業主の適用事業に  
雇用される労働者に對する改正後雇用保険法の  
適用の在り方等について検討を加え、必要があ  
ると認めるときは、その結果に基づいて所要の  
措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第四条 第五条の規定による改正後の雇用保険法  
(以下この条において「新雇用保険法」という  
。)第六十二条の八の規定は、第三号施行日以  
後に同条第一項に規定する育児休業を開始する  
者について適用し、第三号施行日前に第五条の  
規定による改正前の雇用保険法(次項において  
「旧雇用保険法」という。)第六十二条の七第一  
項に規定する休業を開始した者については、な  
お従前の例による。

第五条 前項の規定にかかるらず、第三号施行日前に  
開始した旧雇用保険法第六十一条の七第一項に  
規定する休業(当該休業に係る子の出生の日か  
ら起算して八週間を経過する日の翌日まで(出  
産予定日前に当該子が出生した場合にあっては  
当該出生の日から当該出産予定日から起算して

八週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとする。)の期間内に、労働者が当該子を養育するための休業であつて、育児休業給付金の支給に係るものに限る。)がある場合の新雇用保険法第六十一条の七第二項の規定の適用について、同項中、「該当するもの」とあるのは、「該当するもの及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律(令和三年法律第五十九号)附則第七条第二項に規定する休業」とする。

**第十四条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日) **附 則 (令和四年三月三一日法律第二号) 抄**

**第一条** この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十一条第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 第一条中雇用保険法第十十五条第三項ただし書の改正規定、同法第二十条の次に一条を加える改正規定並びに同法第六十四条、第七十条第一項及び第七十九条の二の改正規定並びに附則第三条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第一百八十二号)第十条第三項の改正規定並びに附則第十二条及び第二十三条の規定 令和四年七月一日

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条の三」に改める部分に限る)、同法第四十七条の三)に改める部分に限る)、同法第四十八条の前に条を加える改正規定を除く)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一

項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加え、この法律により改正された雇用保険法及び職業安定法の規定の施行の状況等を勘案し、当該規定に基づく規制の在り方にについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

**第十五条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(返還命令等に関する経過措置)

**第一条** 第一条の規定(前条第三号に掲げる改正規定に限る)による改正後の雇用保険法第十条の四第二項(国家公務員退職手当法第十条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下「第三号施行日」という)以後に偽りの届出、報告又は証明をした者について適用し、第三号施行日前に偽りの届出、報告又は証明をした者については、なお従前の例による。

(支給の期間の特例に関する経過措置)

**第二条** 第一条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の雇用保険法第二十条の二の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(附則第十二条において「第二号施行日」という)以後に同法第二十条の二に規定する者に該当するに至った者について適用する。

(雇用保険の国庫負担に関する経過措置)

**第四条** 第一条の規定(附則第一条第二号及び第三号に掲げる改正規定を除く。)による改正後、の雇用保険法第六十六条から第六十七条の二まで及び附則第十三条の規定は、令和四年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

(検討)

**第九条** 政府は、令和六年度までを目途に、雇用保険法の規定による育児休業給付(次項において「育児休業給付」という。)及びその財源の在り方について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(施行期日) **附 則 (令和四年六月一七日法律第六号) 抄**

**第一条** この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

(施行期日) **附 則 (令和六年五月一七日法律第二六号) 抄**

**第一条** この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法附則第十三条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定(から第五号まで)を「及び第五号」に改める部分について、同法附则第十四条及び第十四条の二に規定する者に該当するに至った者について適用する。

(支給の期間の特例に関する経過措置)

**第二条** 第一条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の雇用保険法第六十四条第二項、第七十九条の二並びに附則第十二条の二第三項及び第五項の改正規定並びに第七十七条の規定及び附則第三条第二項から第四项までの、第五条第二項、第七十七条から第十六条までの規定 令和十年十月一日

(基本手当等の給付制限に関する経過措置)

**第二条** 第一条の規定(前条第一号及び第二号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の雇用保険法(以下「施行日」という。)による改正後の雇用保険法(以下「新雇用保険法」という。)第三十三条第一項第二号及び第三号(雇用保険法第三十七条の四第六項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新雇用保険法第三十三条第一項第二号に規定する訓練を開始した受給資格者(雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者をいう。)に於ける給付制限について適用する。

(就業促進手当の支給に関する経過措置)

**第三条** 新雇用保険法第五十六条の三の規定は、施行日以後に同条第一項各号に該当する者となつた者について適用し、施行日前に第一条の規定による改正前の雇用保険法(附則第五条第一項において「旧雇用保険法」という。)第五十六条の三第一項各号に該当する者となつた者に

対する就業促進手当の支給については、なお従前の例による。

(教育訓練給付金の支給に関する経過措置)

**第四条** 第一条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の雇用保険法第六十条の二第四項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に雇用保険法第六十条の二第一項に規定する教育訓練を開始した者について適用し、同日前に当該教育訓練を開始した同項各号のいずれかに該当する者に対する教育訓練給付金については、なお従前の例による。

(教育訓練支援給付金の支給に関する経過措置) 第五条 新雇用保険法附則第十三条の二第三項の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する教育訓練を開始した者について適用し、施行日前に旧雇用保険法附則第十三条の二第一項に規定する教育訓練を開始した者に対する教育訓練支援給付金については、なお従前の例による。

(雇用保険の国庫負担に関する経過措置) 第六条 第一条の規定(附則第一条第一号に掲げる改正規定に限る。次項において同じ。)による改正後の雇用保険法附則第十三条の規定は、令和六年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

2 第一条の規定による改正前の雇用保険法附則第十四条の四第二項に規定する令和四年度における雇用安定事業に要する費用に係る国庫の負担については、なお従前の例による。

(検討) 第二十七条 政府は、この法律の施行後五年を用途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるとときは、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、育児休業給付の財政状況について不斷の検証を行い、その状況が安定的に推移している場合においては、育児休業給付の財政状況、国の財政状況等を踏まえ、この法律による改正後の育児休業給付の国庫負担その他の事項に関する検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

**第三十四条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和六年六月一二日法律第四七号）抄

の効果並びに前条第一項の観点を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（施行期日） 第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則

規則第四十六条の規定 この法律の公布の日も・子育て支援法の一部を改正する法律附則

二 附則第四十三条の規定 この法律の公布の日又は雇用保険法等の一部を改正する法律

（令和六年法律第二十六号）の公布の日のいづれか遅い日

三 略

四 次に掲げる規定 令和七年四月一日

イからホまで 略  
へ 第十三条及び附則第十四条の規定

(雇用保険法の一部改正に伴う経過措置)

**第十四条** 第十三条の規定による改正後の雇用保険法（次項において「新雇用保険法」という。）第六十一条の十の規定は、第四号施行日以後に同条第一項に規定する出生後休業を開始する者について適用する。

2 新雇用保険法第六十二条の規定は、第四号施行日以後に同条第一項に規定する育児時短就業を開始する者について適用する。

(罰則に関する経過措置)

**第四十五条** この法律（附則第一条第四号から第六号までに掲げる規定については、当該規定以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第四十六条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第四十八条 政府は、この法律の施行後五年を用途として、少子化の進展に対処するための子ども及び子育ての支援に関する施策の在り方について、加速化プラン実施施策の実施状況及びそ